

児童福祉・母子福祉の発展を願って

—植山つる児童福祉研究奨励基金報告書—

令和4年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

目 次

発刊にあたって

全国社会福祉協議会 会長 清家 篤…………… 1

寄稿

全国社会福祉協議会 顧問 長尾 立子…………… 2

植山つる児童福祉研究奨励基金が果たしてきた役割とその総括

淑徳大学総合福祉学部 教授／

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会 委員長 柏女 霊峰 …… 6

植山つる児童福祉研究奨励基金について……………13

助成研究紹介

- 地域全体の保育の質向上に向けた保育研修の在り方～公開保育及び研修プロセスの構築～
千葉県・市川市こども施設運営課 副主幹 泉澤 由起子 ……17
- 保育者の自己効力感に関する研究
—オンライン研修システムを活用したデジタルポートフォリオを手掛かりとして—
福岡県・社会福祉法人二葉会 幼保連携型認定こども園 砂山こども園 主幹保育教諭 馬場 利江 ……20
- 児童養護施設における生き立ちプログラムの取り組みについて
愛知県・社会福祉法人米山寮 プティヴィラージュ 主任／心理士 柴田 一匡 ……23
- 児童養護施設における退所児童の自立支援システム構築に向けた研究
京都府・社会福祉法人盛和福祉会 京都大和の家 家庭支援専門相談員 中谷 陽輔 ……27
- 児童福祉施設等里親支援機関の専門性を活かした里親養育支援のあり方に関する研究
東京都・社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 副施設長 長田 淳子 ……30
- 乳児院職員のやりがいを高めるチームの研究
神奈川県・社会福祉法人みその 聖園ベビーホーム 心理士 西田 英子 ……33
- 母子生活支援施設への母子保護の実施の円滑化・広域化に向けた研究
千葉県・社会福祉法人千葉ベタニヤホーム 国府台母子ホーム 母子支援員 山下 絃果 ……37
- 社会福祉士養成のための実習教育におけるミニマム・スタンダードに関する研究
宮城県・社会福祉法人仙台市社会事業協会 仙台つばさ荘 施設長 菅田 賢治 ……40
- 児童家庭支援センターの児童虐待事例における家庭への支援
兵庫県・こども家庭支援センター キャンディ 相談員（研究当時） 石田 佳菜子 ……43

【参考】1978（昭和53）～2020（令和2）年度の助成事業の実績 ……46

発刊にあたって

全国社会福祉協議会 会長 ^{せいけ}清家 ^{あつし}篤

「植山つる児童福祉研究奨励基金」は、故 植山つる氏による生前からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、1978（昭和53）年に全国保母会（当時）を実施主体とする「植山研究奨励基金」として発足いたしました。その後、児童福祉施設に働く保育士並びに児童指導員等職員に対象を拡大し、全国社会福祉協議会が全国保母会から事業を引き継ぎました。その後「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称も改め、広く研究活動の奨励をしてまいりました。

植山つる氏は、聖路加国際病院医療社会部ケースワーカーを経て、東京市（当時）のケースワーカー、厚生省（当時）厚生技官・児童局母子福祉課長を務められました。浮浪児対策から児童福祉への転換期に立ち会い、保母（保育士）の養成・確保、児童福祉施設の最低基準策定に取り組みました。その後、淑徳大学教授に就任され、後世の社会福祉専門職の育成にも励まれました。本報告書の発行にあたり、植山つる氏のご功績を振り返るとともに、本基金を通じた長年にわたる児童福祉実践研究への助成に対し、心より敬意を表します。

本基金事業による児童福祉施設の職員の専門的かつ先駆的な実践研究や、日々の現場実践の積み重ねの検証等は、より質の高い保育や支援の実践に活かされています。またそうした研究の成果は、種別協議会等の機関誌や大会・研修会での発表等を通して広く共有され、各施設の実践に活かされてきました。このことは大きな価値を持つものであり私たちの財産であると思っております。

本報告書の発行にあたっては、助成を受けられた154本にも及ぶ研究のなかから、本基金事業の対象となっている児童福祉施設である保育所・認定こども園・児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設・児童家庭支援センターにおいて取り組まれた9本の研究に焦点を当て、当時の研究概要と、その後の継続研究の有無や研究成果の実践への反映、課題・展望等を執筆いただき、とりまとめました。これらを通じて、「植山つる児童福祉研究奨励基金」が果たしてきた役割を広く伝えるとともに、全国の児童福祉関係者の実践向上にご活用いただくべく、参考にしていただければ幸いです。

本基金事業は、令和2年度の助成を最後に、本報告書の発刊をもって終了という節目を迎えます。今後も植山つる氏のご遺志を引き継ぎながら、本会としても質の高いサービスの提供を行うべく精進してまいります。

結びに、「植山つる児童福祉研究奨励基金」事業にご尽力いただいた植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会委員長の柏女霊峰様をはじめとする運営委員会委員の皆さま、および関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

寄稿

「植山つる児童福祉研究奨励基金」の終了にあたって

全国社会福祉協議会 顧問 ながお 長尾 りつこ 立子

「植山研究奨励基金」が、1978（昭和53）年に、実施主体を全国保母会（現・全国保育士会）として始まり、その後「植山つる児童福祉研究奨励基金」（以下、植山基金）と名称変更し、児童福祉や現場環境の状況に応じながら助成対象を広げつつ、2020（令和2）年までの40年余にわたり、保育・児童福祉の現場実践を高めるための研究事業をささえる一部助成を実施してきましたことは、誠に意義あることと存じます。

とりわけ、平成の時代にいたっては、わが国の社会経済の変化、それらの環境変化を背景とした人々の働き方や暮らしの移り変わりのなかで、核家族化や少子化がすすみ、子育てにおける保育ニーズの増大や、また児童虐待などの課題も顕在化、深刻化するなかで、保育・児童福祉をとりまく多様な課題が社会に広がり、少子化や子育て支援対策が重要な政策課題とされていく経過をたどっていくことになりました。

そうした動きのなかで、植山基金は、保育所や社会的養護等の児童福祉施設に働く保育士並びに児童指導員等職員が主体的に、自らの技術と専門性を高め保育・児童福祉の現場実践に活かしていこうとする研究活動に、研究費の一部を助成する貴重なファンドでありました。また、研究成果の公表等にあたっては、植山基金の助成を受けて実施した研究である旨を必ず明記すること、そしてその研究成果については、各種別協議会の大会・研修会、また機関紙等での発表の機会を設けることを条件としていましたし、保育・児童福祉分野関係者に広報することで、付加価値的な広がりをも期待しての運営であったと思います。

植山つるさんは、種別役員等による運営委員会での助成先、申請内容の審査や、研究報告の成果について、毎年報告を受けておられたと聞いております。おそらく植山さんは現場からの新たな研究テーマに期待をよせられていたと思いますし、責任感の強い植山さんでしたから研究報告についても時間をかけられ読まれていたものと思います。

植山さんは、大学時代に生江孝之なまえたかゆきさんや戸田貞三とだていぞうさんから指導を受けておられます。とくに、戸田さんからの「調査、実証のない理論は空虚である」との教えに大いに影響を受けたそうです。

晩年に、自らの財産を全社協に寄付されて、基金を創設された植山さんの思いは、そうした教えのもとに、これからの保育・児童福祉の内容を高めることや保育者の質を高めていく

ために、現場実践からの研究活動を促し、それらを融合させていくことにあったのではないかと、私は受けとめています。

長きにわたり運営してきました植山基金は、このたび幕を閉じることになりました。この間、運営委員会での研究助成先の審査決定、研究報告の審査などに携わってられました児童福祉関係者や全国社会福祉協議会の関係者の皆様に、感謝と敬意を表するしだいで。

恩人としての植山つるさんとの出会い

私は、植山つるさんには、恩人として非常に感謝しています。1958（昭和33）年に入省して配属された公衆衛生局結核予防課から、私は1960（昭和35）年に児童局母子福祉課に異動しました。

植山さんは、戦後の混乱期の1946（昭和21）年に厚生省に入り、社会局、児童局で児童福祉法の制定などにかかわり、厚生省初の女性専門官となり、1959（昭和34）年に母子福祉課長になりました。当時の女性の専門職は、看護課長さんと植山さんのお二人だったと思います。

植山さんは、児童福祉の仕事をしたと思われて児童局に入られた方でしたので、課長になられて、意欲的に仕事をされました。その当時の植山さんの思いは、自伝『大いなる随縁』に、「戦後に誓った児童福祉は、歴史の希望としての仕事である」と書かれておられます。

植山母子福祉課長は、私が配属されたことを喜んでくまして、下の事務官に過ぎない私に、「自分が知っていることをぜんぶ教える」と、植山さんが描いていた構想についても、「こういうことをやりたいんだ」ということから、「こういう人に相談してみたらどうか」ということまで、助言してくれました。

また、当時の女性運動の指導者でありました市川^{いちかわ}房江^{ふさえ}さん、山高^{やまたか}しげりさんなど、いろいろな方々に引き合わせてくれた人でした。さらに、植山さんは、厚生省の女性の後輩たちを盛り立ててくれた人でした。

母子福祉課長としての植山氏の功績

とくに、思い出にあることは、植山母子福祉課長は、保母（保育士）の養成や確保、その社会的な地位の向上（評価）ということに強く思いを抱いておられたことです。そのため各県で水準にばらつきのある保母試験を全国统一にするとか、大学で教育することなどという構想をお持ちでした。当時、福祉関係の専門職は「保母」しかなかったわけでした、その資格を社会に認められる専門職として高いものに確立したいとの考えであったと思います。

そして、1963（昭和38）年、中央児童福祉審議会は保育施策の実現のため特別部会を開き



右 植山つるさん 左 筆者
1996（平成8）年1月

ます。部会では「保育問題をこう考える」をまとめ、厚生大臣に具申するなど、保育所が生活上の必要度の高い施設であり、社会的使命を積極的に担っているのであって、社会に対してこういう貢献ができる機関であることを、部会から発する手法をとられました。その手法は、保育所の財政的な支援を堅実なものとするのと、厳しい財政事情のなかで保育の予算を確保するための働きかけとしては、とても有効なことでありました。その功績は高く評価されるものと思います。

また、植山さんは、保育所の社会的な役割として、当時から保育所での、「保育に欠ける」という解釈を広くとらえておられ、家庭の実情によって収入のある家族の子どもも入っているとい

うのが現実であると、国会質疑においても明確に説明されておられました。たとえば両親が記者をしている、教員である、保健婦をしているとか、すでに保育所は昔とずいぶん違った利用をもって、現状では運営が行なわれているということ、説かれていました。

さらに、特筆すべきことの功績は、児童福祉施設の最低基準をつくったことです。施設の職員の要件を定め、専門的な訓練を受けた者が担当しなければならないとし、専門性のある人を施設に入れていくことになること。そして建物の構造、その規模と設備をも。文字どおり、最低基準はこれより下がってはいけないとの、ぎりぎりの基準ということでありましたが、当時の保育・児童福祉の現場にとりましては、理想的なハードルの高い水準でありましたし、財政の裏付けも十分ではない課題もありました。

しかしながら、経済的、文化的な時代の移り変わりのなかで、今日にいたる保育・児童福祉施設の基盤を担保、実現してきたことを、忘れてはならないと思います。

21世紀につなぐ

1965（昭和40）年、植山さんは厚生省を辞職されます。

その後、淑徳大学で教授、名誉教授と、後世の社会福祉の後継者の教育に尽力されました。「私は学生のもつナイーブな心情を愛し、自分はいつも感動のなかに、研究を燃焼することができた」と植山さんは書き残されています。この言葉に、植山さんのかぎりないあたたかさ、毅然と児童福祉の仕事に向き合ってきたその生き方、その充実さが、伝わってくるように感じます。

1947（昭和22）年の厚生省児童局創設や児童福祉法成立から今年で75年を迎えます。

そして、現在、これからの未来を担う子どもを心豊かに育むための環境づくりに向けた児童福祉法改正や、子ども家庭行政の一元的な新たな行政庁設置法案などの国会での審議が予定されていることが、報道されています。

戦後の窮迫のなかで、「児童は、歴史の希望である」との社会や国民の大きな期待にこたえるべく、児童福祉法等の成立に植山つるさんたちは志を貫かれ、児童福祉の礎を築かれました。終わりになりますが、先達の方々の志が引き継がれ、21世紀のすべての子どもたちの未来のために、わが国の児童福祉の画期的な再構築が実現することを心から期待していることを申し添え、「植山つる児童福祉研究奨励基金」の終了への言葉といたします。

2022（令和4）年2月1日

（編集協力：笹尾 勝 全国社会福祉協議会常務理事）

参考資料（一部引用修正加筆）

- ・植山つる『大いなる随縁：女性課長として保育問題の課題にいどむ』全国社会福祉協議会、1986年1月
- ・蟻塚昌克『日本の社会福祉：礎を築いた人びと』全国社会福祉協議会、2019年4月
- ・「第48回国会 衆議院 決算委員会 第16号」議事録、1965年3月23日
- ・長尾立子『三つの絵：しなやかな社会福祉づくり』（株）ぎょうせい、1991年10月
- ・菅沼隆ほか「厚生行政のオーラルヒストリー：終戦後の制度再建から介護保険の創設まで 長尾立子〔全国社会福祉協議会名誉会長〕 報告書」科学研究費助成事業研究成果報告書、2017年3月

植山つる児童福祉研究奨励基金が 果たしてきた役割とその総括

淑徳大学総合福祉学部 教授／

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会 委員長

かしわめ れいほう
柏女 霊峰

はじめに

植山つる児童福祉研究奨励基金助成事業（以下、基金助成事業）は故・植山つる氏からの寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、1978（昭和53）年に「植山研究奨励基金」として発足いたしました。以来、40年以上にわたって助成が続けられ、2020（令和2）年度をもって終了することとなりました。この間、150件を超える研究に対して助成が続けられてきました。

私は2003（平成15）年10月から同事業運営委員会委員長として、毎年の応募研究に対する審査業務等に携わってきました。そして、多くの学びと啓発を受けてきました。ここでは、本事業の事務局を担ってきた全社協児童福祉部の調査をもとにしながら基金助成事業の概要を整理し、それが果たしてきた役割と事業の総括について整理してみたいと思います。

1. 植山つる氏の歩みと基金の設立

故・植山つる氏は、1907（明治40）年に出生され、日本女子大学社会事業学部を卒業後医療機関ケースワーカー、東京市（現・東京都）、厚生省（現・厚生労働省）厚生技官・児童局母子福祉課長（1959〔昭和34〕年）を経て、1967（昭和42）年に淑徳大学に赴任され教授、名誉教授として勤められました。そして、1999（平成11）年に92歳で永眠されています。この間、昭和53年以降、保母の専門性を高めるための研究活動を推進することを主旨として数回にわたる寄付がなされ、当初は「保育所またはその他の児童福祉施設に働く保母」を対象として、全国保母会が「植山研究奨励基金」として運営を開始しました。これが、基金事業の創設になります。当初は年間総額40万円以内で、若干名に助成がなされていたようです。基金設立当初の昭和53年度の助成件数は4件でした。

ちなみに、私事ですが、大学卒業後千葉県庁に勤務し、その後、厚生省、淑徳大学（1994〔平成6〕年）に歩みを進め、2003（平成15）年に基金助成事業の運営委員会委員長を拝命しています。都道府県自治体に福祉専門職として勤務し、その後も厚生省では植山氏と同じ厚生技官、淑徳大学でも同じ教授として勤務しており、植山氏の足跡をずっとたどっていることとなります。その私が基金助成事業運営委員会委員長を拝命したことは運命と感じ、以

来、この役割は最後まで務めるべきと任じてきました。

2. 基金助成事業の展開

基金助成事業はその後、「児童福祉施設に働く保育士並びに児童指導員等職員」をその対象とし、今日まで植山氏の遺志を受け継ぎながら運営されてきました。ちなみに、基金名称は、「植山研究奨励基金」→「植山児童福祉研究奨励基金」→「植山つる児童福祉研究奨励基金」と辿って現在に至っています。また、実施団体は、「全国保母会」から「全国社会福祉協議会・植山つる児童福祉研究奨励基金・運営委員会」に移り、現在まで全社協が実施団体となっています。初回の1978（昭和53）年度の4件から始まり、2020（令和2）年度の2件が最後になっています。この間、43年間に154件の助成がなされ、1年に平均約4件の助成がなされたことになっています。植山つる氏が逝去する1998（平成10）年度までは、申請に対する審査後、植山氏に報告していました。

助成の審査にあたっては、2002（平成14）年度までは種別役員を中心に行っていましたが、2003（平成15）年度から柏女が運営委員会委員長として審査に加わり、運営委員会を束ねることとなりました。

このときから、運営要領を一部改正し、研究対象と助成金額を変更しました。すなわち、対象研究の種類を児童福祉施設職員による自主研究（研究A）と、先行研究のうえに積み重ねていく組織的な専門研究（研究B）とし、研究Aは最大5件、研究Bは1件としました。なお、2017（平成29）年度より対象を「児童福祉法第7条に定める児童福祉施設に働く職員」と厳密化し、施設長は含めないこととしました。これまでの助成対象は、施設種別でいえば、保育所・認定こども園が48件、児童養護施設34件、母子生活支援施設27件、乳児院23件、その他が22件で、計154件でした。審査時点で助成レベルに達しないものは採択されないため、年間平均採択件数はA・B併せて4件程度となっています。

3. 児童福祉研究奨励基金助成事業の流れについて

私が委員長に就任してからの基金助成事業の大まかな流れは以下のとおりであり、運営委員会と事務局である全国社会福祉協議会児童福祉部が中心となって進めていきます。運営委員会は中立的な委員長と、全国社会福祉協議会役員、その傘下の児童福祉施設各種別協議会役員、全国保育士会役員で構成されています。

まず、全国の児童福祉施設に応募依頼を行い、一定の申請様式にて応募してもらいます。その後、運営委員会のすべての委員が、応募書類に目を通して書類審査を行います。その結果を集計し、それをもとに審査会を開催します。審査会では、まず、前年度基金助成事業の成果物それぞれに対する評価を行います。それぞれの研究の担当が一時的評価を行い、審

査会で個別の研究についての全体評価を取りまとめます。そのうえで、講評を各研究者に伝え、各施設種別協議会全国大会等での発表を求めます。

採択に関する審査では、採択、不採択、さらには内規に基づいて助成額の減額などを決めていきます。採択、不採択のいずれも、その理由や研究に対する期待、不採択の理由などを取りまとめて、応募者にお伝えします。

このように応募者と審査者との相互交流が行われるのは、基金助成が単なる学術研究ではなく、児童福祉施設職員による実践に役立つ研究を求めているからにほかなりません。また、成果の報告も、施設職員への還元を重視しているからといってよいかと思います。基金助成事業は、こうした流れで進められてきました。

4. 基金助成の考え方について

私が基金助成事業運営委員会委員長を受けて20年になりますが、この間、いくつかの感想を持ち、応募様式などを委員会で変更してきましたので、それを思いつくまま以下に取り上げておきたいと思います。

まず、植山氏の基金助成の意図を大切にし、あくまで施設職員の資質向上に役立つ助成とすることを意図したことがあげられます。基金助成は、いわゆる国等の学術的科学研究費ではありません。そのように考えられる基礎的研究の応募もありましたが、それらはいかに研究方法が確立されたものであっても不採択とさせていただくことが多かったように思います。明確な意図を持ったいわば応用研究としての質の維持に腐心してきました。

第二に、研究倫理が強調されるようになってきたことがあげられます。特に施設現場の研究は利用者の尊厳の保持、人権擁護についての配慮が求められるため、申請様式に研究の倫理的配慮の記載欄を設けることとなりました。ただ、保育所を始めとする児童福祉施設は、いわゆる大学等のように研究倫理委員会などの組織を持っているわけではありません。したがって、審査委員会で、応募様式に記載されている倫理的配慮について入念な確認が行われ、応募者に問い合わせたりもしました。

第三に、共同研究者として、教員や研究者など調査研究に一定の知識・技術を有する者の参加を求めるようになってきたことがあげられます。単なる実践の報告ではなく、一定程度の普遍性をもって施設関係者に受け止められるようにするため、研究としての体裁を求めるようになってきたことがあげられます。

第四に、第三と深く関連することでもありますが、児童福祉施設職員が研究主体となり、研究者が研究方法や研究倫理面をサポートする協働研究方式の研究に対する助成を意識してきたということです。申請者はあくまで児童福祉施設職員にこだわり、それをベースにしつつも客観性やオリジナリティを大切にしていくためには、施設職員と研究者との協働研究方式が有効と感じていたからです。施設の多機能化・高機能化に伴い、医師や心理職など調査

研究の素養を有する職員が個人で申請することも増えてきましたが、植山氏の遺志を尊重し、保育士や児童指導員など申請者をケアワーカーとすることにこだわってきたと感じます。

このように、基金助成はあくまで、施設職員の資質向上にこだわった植山つる氏の当初の遺志をミッションとしてきたからです。それが、他の民間の研究助成が広がるなかにあっても、一定の独自性を保ち続けるよすがになっていたと感じます。

5. 申請書、研究成果講評の一例と助成を受けた施設職員の感想

これまでに基金助成を受けた方には、知り合いもいました。そのなかには、私のゼミ卒業生も数人含まれています。そのような方には折に触れ、助成研究についての取り組みやその後について話を聞いてきました。ここでは、そのなかの一人に、コラムとして基金助成に対する思いを書いていただきましたので、その研究の概要について紹介するとともに、講評の一部を引用しておきたいと思います。

なお、講評は、1. 研究全体の評価について、2. 研究成果を施設現場で活用していくことができるかについて、3. 研究成果を各種別として活用する方法について、の3側面からなされます。ここでは、プライバシーに配慮するため3側面を統合するとともに本人の了解を得て、一部修正を行ったうえで紹介いたします。

研究の概要 2014（平成26）年度助成：児童養護施設、研究A

テーマ 児童養護施設の小規模化に伴う職員の専門性及び施設運営の課題に関する研究

千葉県富浦学園 児童指導員 前田 実（研究代表：当時）

目的と意義（申請書から一部抜粋）

本研究は、小規模化に伴う職員の業務内容や負担感の変化、必要とされる専門性等を、大舎制から小舎制への変化を経験した職員の声をもとに把握、分析することで、小規模化に伴って必要とされる職員の資質の内容や協力体制の在り方、新たな研修課題等を明らかにする。

研究成果に対する講評（審査委員会講評から一部抜粋）

同一施設内の気心が知れた職員間での大舎制・小舎制の業務の比較を、「日常業務」「児童との関わり」「地域や学校との関わり」「職員の関係性」等の通常の業務を通して比較分析された。そして、それらを根拠として、先駆的な取り組みをしている施設調査の分析を実施され、日常業務等につなげるものとして4項目の視点で考察され、子どもと職員との関係性を視点に8項目の提言をまとめられた。「小規模化にあたっての課題と対応」への本研究の子どもの視点はもとより、職員の視点で詳細な調査分析されたことに敬意を表す。

ケア単位の小規模化・家庭的養護の実践をめざすべき課題として求められている現下の児童養護施設にとって、まとめられている考察や提言内容については、力強い意識改革のメッセージとして受けとめさせていただくものである。また、提言の中で、新たな視点として、特に、「小規模化を生かした地域との関わり」については「地域福祉」と「社会的養護」の関係の再構築の示唆を示していただけたものではないかと考える。さらに、本件研究の手順を行うことで、自らの施設の課題に対して、職員自らが改善策を図っていくことのできるモデル的な研究になったのではないかと考える。

コラム 研究代表の追想について：

前田 実（当時・千葉県富浦学園児童指導員、現・児童相談所児童福祉司）

「これから先、職員はどこに向かうのだろうか」それが、小舎制化して間もない頃に感じた疑問でした。

小規模ユニット化した本園と複数設置した地域小規模児童養護施設の全ての運用がスタートするという年に、植山つる児童福祉研究奨励基金（以下、基金）に申し込みました。本園・分園それぞれが、地域や実情に合わせた生活スタイルを試行錯誤していました。子ども達は早い段階から新しい環境に慣れており、順応性の高さに驚かされました。しかし、職員はというと、慣れない調理業務や一人勤務に翻弄され、小規模化によって新たに生じた業務に対応しきれない状況が続いていました。そのような中でも子どもを第一に考え奮闘する日々でしたので、職員間の認識や意見に齟齬があっても皆で話し合って修正する機会はほぼありません。私は施設の今後に一抔の不安を感じていながらも、「きっと徐々に解決していこう」と根拠の無い期待をしていました。

しかし、ほどなくして不安が確信に変わります。小規模ケアの独自性が妙な一人歩きをし始め、ケアや報・連・相に一貫性が無く、本園と各地域小規模で運用の仕方に明らかな差が生じ始めました。どうにかしないと……と焦りを感じ始めたとき、頼りにしていた同僚（後に一緒に研究に取り組むことになる仲間）達に本音を打ち明けました。「ケアが小規模化、分散化したことで、職員の団結心も分散化していないか。職員にとって小舎制化はどうか。職員の葛藤や本音は誰がどう拾っていくのか。職員はどこに向かうのだろうか」私の話に対して、仲間達は強く賛意を示してくれました。これをきっかけに研究の話が進みます。

同時期に、恩師である柏女霊峰氏に施設の現状を相談しました。そこで現状を科学的に検証することや、基金の助成を受けることを勧められました。施設に戻ってすぐに管理職にかけあい、基金の申し込みや研究の進め方について許可を得ました。また、国際医療福祉大学の小林雅彦氏に共同研究を快諾していただけたため、特に倫理的配慮と研究手法に関する助言と指導をいただきました。要の研究メンバーはというと、学生時代の卒論や修論で優秀な成績を収めた職員、心理系学部で調査や統計を深く学んだ職員、新任ながら高度な視点で施設の全体を見渡せる職員等、皆様々な個性と強みを持つメンバーで構成されました。シフト制勤務ですから全員同条件で集まれることは稀で、大抵

それぞれの勤務終了後（時には夜勤明けの職員が再びやってきて）に会議室に集まって議論しました。小林氏からの助言をもとに、インタビュー調査や質問紙調査の進め方を確認したり、調査のまとめについて話し合ったりしました。時々話が脱線して各ユニット・ホームの情報交換が始まることもありましたが、私はこの時間が大好きでした。そういう時間こそが、小舎制化で失われたものではないかと感じています。

私達の研究には当然限界がありましたが、それでも切磋琢磨してこの施設に住む子ども達のよりよい暮らしとそれを支える職員の将来性を熱く語り合い、研究できたことは大きな財産となりました。基金に研究報告書を提出した翌年、児童福祉系の学会で発表を行いました。それもまたこのメンバーと基金に出会わないと巡り会えなかった大変貴重な経験でした。研究メンバーの多くは今施設を離れています。今でも時折顔を会わせては昔話に花を咲かせています。あのとき一徳一心で施設の将来に向き合った私達の研究報告書は、今でも施設に保管されているようです。後輩職員目の目に触れることもあるようで、かつて私達が抱いた熱意や探究心が継承されていくことを切に願っています。

6. 植山つる児童福祉研究奨励基金が果たしてきた役割とその総括

基金助成事業が始まって40年以上、この間、児童福祉は子ども家庭福祉と呼ばれるようになり、ケアのあり方も大きく充実してきました。制度も大きく進展し、施設の高機能化も進み、それぞれの施設種別協議会も力をつけてきました。さらに、近年では、施設職員の資質向上のための研修も充実してきています。

基金助成事業は、いわば職員の自己研鑽を保障する事業と言えます。子どもたちの発達保障や最善の利益の保障、ウェルビーイングを高めるために職員が自らテーマを掲げ、仲間を募り、その達成のために基金助成事業に応募する。それは、上から与えられる研修とは一線を画す、専門職の尊いミッションの発露と言えるでしょう。本基金は、そのために使われてきました。そして、多くの現場職員を励まし続けてきたと言えます。

全国保育士会倫理綱領第8条は、「私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします」と謳います。その専門職の責務としての自己研鑽のその一助として、基金助成を進めた植山氏の慧眼に心より敬意を表しますとともに、多くの関係者とともにその一助を担うことができたことを心よりうれしく思います。

本報告書には、植山つる児童福祉研究奨励基金の成り立ちと推移のほか、過去の助成研究の一覧が掲載されています。資料は、全国社会福祉協議会の倉庫に大切に保管されていました。その資料を、事務局職員が丹念に読み解き、本報告書に取りまとめています。ご尽力に心より敬意を表します。また、植山つる氏に直接薫陶を受けた全国社会福祉協議会顧問の長尾立子氏の寄稿もいただいています。

さらに、実際の研究概要については、154件の研究概要報告書から運営委員会で9件を抜粋し、そのそれぞれに申請者がコメントを寄せています。報告書自体は、全国社会福祉協議会に可能な限り保管されています。

本報告書は、植山つる氏のミッションの成果であるとともに、保育士を始めとする子ども家庭福祉専門職員の自己研鑽の遺産・レガシーとも言えるでしょう。これからも、多くの子ども家庭福祉現場の職員の方々の自己研鑽が続けられるとともに、そのことが、今なお厳しい状況に置かれている子どもとその保護者、職員たちのウェルビーイングにつながることを願っています。最後に、本報告書作成にあたりご寄稿いただいた皆様並びに事務局に心より感謝いたします。

植山つる児童福祉研究奨励基金について

1. 植山つる氏のあゆみ

植山つる氏は1907（明治40）年、福井県敦賀町（現・敦賀市）に生まれました。

1930（昭和5）年、日本女子大学社会事業学部を卒業後、聖路加国際病院医療社会部ケースワーカーを経て、翌年、当時の東京市社会局保護課訪問婦（ケースワーカー）になりました。1946（昭和21）年には厚生省嘱託、さらに1959（昭和34）年からは児童局母子福祉課長を務め、浮浪児対策から児童福祉への転換期に立ち会い、保母（保育士）の養成・確保、児童福祉施設の最低基準策定にあたりました。また、1960（昭和35）年からは、中央児童福祉審議会幹事を併任、1965（昭和40）年には、総理府中央青少年問題協議会専門委員に任命されました。その後、後世の社会福祉専門職の育成に励み、1967（昭和42）年に淑徳大学教授に就任しました。

1977（昭和52）年に勲四等宝冠章を授与され、1999（平成11）年に永眠されました（享年92）。



福井県立敦賀高等女学校卒業時
（1924 [大正13] 年）

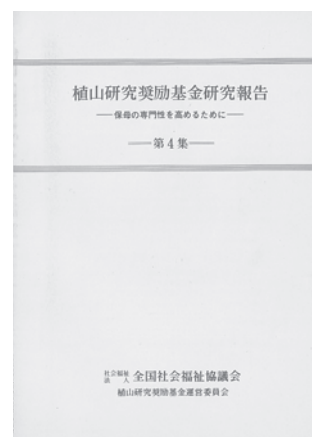
2. 植山つる児童福祉研究奨励基金について

(1) 全国保母会の事業として スタート

植山つる氏からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、1978（昭和53）年に「植山研究奨励基金」を発足しました。基金設立当初は、全国保母会（現・全国保育士会）が運営を行い、1研究に対し10万円以上の助成を年間総額40万円の予算規模の基金としてスタートしました。助成は、本人の申請あるいは各都道



基金の申請募集が掲載されている
全国保母会だより 第54号
（昭和53年3月31日）



全国社会福祉協議会
植山研究奨励基金運営
委員会発行の報告書
（昭和57年12月25日）

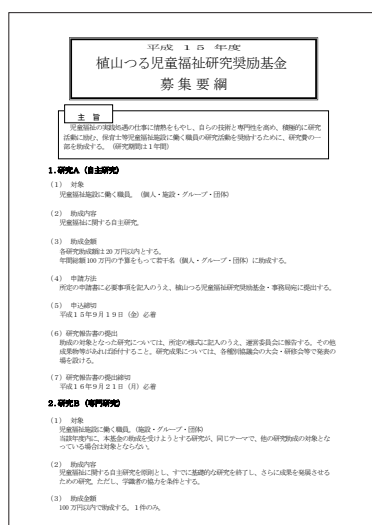
府県保母会長の推薦によるものに対して審査委員会で審査し決定していましたが、1980（昭和55）年に本基金運営要領が改正され、本人申請以外に、全国保母会、養護施設協議会、乳児福祉協議会、母子寮協議会、心身障害児福祉協議会からの推薦による申請ができるようになりました。

(2) 全国社会福祉協議会の事業に移行

その後、全国社会福祉協議会の事業として移行し、基金の名称は「植山研究奨励基金」から「植山児童福祉研究奨励基金」に変更となりました。この時、実施団体が植山児童福祉研究奨励基金・運営委員会となり、全国保育協議会・全国保母会・養護施設協議会・乳児福祉協議会・母子寮協議会の種別協議会が構成団体となりました。また、対象を児童福祉施設に働く保母とともに、指導員等職員（個人・グループ・団体）が加わり、助成金額も10万円以上30万円以内とし、年間総額は100万円の予算をもって運営する事業に拡大しました。

(3) 「植山つる児童福祉研究奨励基金」としての事業展開

1990（平成2）年度から現在の「植山つる児童福祉研究奨励基金」の名称に変更となりました。



研究が2種類に分かれて以降の募集要綱（平成15年度）

2003（平成15）年度より、対象となる研究は、研究A（自主研究）と研究B（専門研究）の2種類になり、従来から対象としていた専門研究に、児童福祉に関する自主的な研究を広く奨励するための研究（自主研究）が加えられました。研究A（自主研究）への助成額を20万円以内、研究B（専門研究）への助成額は100万円以内とし、いずれも若干名に助成する事業となりました。その後、助成金額や助成件数については、年度によって若干変動しますが、このときに基本的な現在の助成事業のかたちがつくられました。

研究B（専門研究）には、学識者の協力も条件となり、研究者による内容の検証と評価等、より高度な研究の探求にこたえるための基金事業として性格も帯びます。児童福祉

種別協議会役員が行っていた審査（植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会）において、2003年度より柏女霊峰氏（淑徳大学教授）に本基金運営委員会委員長として就任いただきました。

植山つる氏には、生前より複数回にわたり、4,000万円を超える多額のご寄付をいただき、本基金によって、令和2年度に最終助成を行うまで広く研究活動の奨励が図られ、助成研究は154件、助成金額は34,108,520円となりました。

(4) 基金の助成概要

①1978（昭和53）年度（基金発足当初）の助成内容

助成対象

保育所またはその他の児童福祉施設に働く保母。本人の申請あるいは各都道府県指定都市保母会長の推せんによるものとする。

助成内容等

自主研究を原則とし、すでに基礎的研究を終了しさらにその成果を発展させるための研究に対して助成を行う。本人の申請あるいは各都道府県指定都市保母会長の推せんによるものに対して審査委員会で審査し決定する。

助成金額

年間総額40万円の前算をもって若干名に助成する。
ただし研究助成は10万円を下らない額とする。

審査

審査委員会で審査し決定する。

（第1回植山研究奨励基金の審査委員は、岡田正章氏 [明星大学教授]、津守真氏 [お茶の水大学教授]、正木健雄氏 [日本体育大学教授]、北郁子氏 [白梅短期大学教授]、後藤田純生氏 [NHKプロデューサー]、鈴木政次郎氏 [厚生省児童家庭局保育指導専門官]であった。第2回以降の審査委員は、全国保母会、乳児福祉協議会、養護施設協議会で構成している）

②2019（令和元）年度以降（最終助成実施時）の助成内容

助成対象

研究A（自主研究）：児童福祉法第7条に定める児童福祉施設に働く職員（個人・施設・グループ・団体）。

研究B（専門研究）：研究Aに同じ。ただし、施設・グループ・団体のみで、個人には行わない。

研究A・研究Bとも、児童福祉施設に働く「職員」が助成対象のため、施設長は申請者として認めない。

助成内容等

研究A（自主研究）：児童福祉に関する自主研究に対して助成を行う。

研究B（専門研究）：児童福祉に関する自主研究を原則とし、すでに基礎的な研究を終了し、さらに成果を発展させるための研究に対して助成を行う。

助成金額

研究A（自主研究）：各研究助成額は20万円以内とし、年間総額100万円の予算をもって若干名（個人・施設・グループ・団体）に助成する。

研究B（専門研究）：研究助成額は100万円以内とし、若干名に助成する。

審査

「植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会」において審査を行い、助成先を決定する。

運営委員は全国保育士会、全国保育協議会、全国児童養護施設協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国乳児福祉協議会それぞれから推薦された5名および、全国社会福祉協議会事務局長と若干名の学識者で構成する。

(5) 助成事業の成果

助成を決定・実施する際には、申請書に示された研究内容に対する本基金運営委員会の講評（期待や条件等）を記すことと助成に至った理由を伝え、その後、約1年間の研究期間を経て、研究報告（報告書、所定の概要報告書、成果物）をいただくこととしていました。研究報告を受けたのち、本基金運営委員会において、①研究全体の評価、②研究成果を施設現場で活用していくことができるか、③研究成果を各種別として活用する方法、の3つの視点で講評を行い、助成先に通知していました。

本基金による助成を受けた研究は、児童福祉の実践処遇におけるニーズや課題に沿ったものを、アンケート調査、ケース検討や実践研究等を通して各種別あるいは広く児童福祉の発展に貢献するものとして取り組まれました。長年積み重ねた研究を集大成として取りまとめられたものや、研究当時先駆的であったり、時間をかけて実践に活かしていく内容となるもの、必ずしも有意義な結果に結びつかなかったものなど継続して研究を続けてほしいと評価する研究もありました。

各研究の成果は、各種別協議会の大会・研修会、また機関紙等での発表の機会を設けるなど、種別施設に周知・活用いただく情報となり、本基金の役割を果たしてきたといえます。

なお、植山つる児童福祉研究奨励基金の実績（一覧）は、本報告書46～54ページをご参照ください。

参考資料

- ・「保母会だより（第1号～第100号縮刷版）」全国保母会、昭和62年10月31日
- ・蟻塚昌克『日本の社会福祉：礎を築いた人びと』全国社会福祉協議会、2019年

助成研究紹介

2020（令和2）年度助成：保育所、研究B

地域全体の保育の質向上に向けた保育研修の在り方 ～公開保育及び研修プロセスの構築～

千葉県・市川市こども施設運営課 副主幹 泉澤 由起子

1. 研究の概要

(1) 背景について

市川市は、千葉県北西部に位置しています。都心に隣接していることから子育て世帯の流入にあわせ、近年では待機児童数も多く運営主体が社会福祉法人、株式会社、NPO法人と多様な形態の民間保育施設が増加しています。保育所保育指針をはじめ、子どもに関連する3つの法令が改定され、保育者の資質能力及び乳幼児期の保育・教育は、子どもの最善の利益を担保していくこと等が明記されました。そのようななか本市では、待機児童を解消するとともに保育の質の向上を図ることが保育現場に求められてきました。そこで、従来行ってきた集合型講義形式の研修から自ら保育を開く公開保育を実施し、保育の在り方について多角的に振り返りを行うことで保育の見直しを進めていくこととしました。公開保育担当園と研修参加者が保育実践に対し敬意をもち、対等な立場で保育を捉え、語り合い、考えることで新たな知見が生まれ乳幼児期の保育・教育の推進に結びつく

と考えたからです。

公立保育園は、年度末に人事異動があり職員の入れ替わりはありますが、それ以外には他園の保育を見る機会はなく、いわば自園のみの狭い空間の中で保育が展開される傾向が強くあります。現場では、日々精いっぱい保育をしているが、行政側が客観的に捉えると「保育を楽しんでいないのではないか」「保育士が仕事に誇りを持ち自己肯定感を高めて欲しい」という視点にもたどり着いたことから、市川市内にある和洋女子大学の協力を仰ぎ、保育園の巡回、公開保育、協議会に携わっていただき保育を研究する風土づくりを目指し「公開保育及び研修のプロセスの構築」をテーマとした研究を開始しました。

(2) 研究方法について

①公開保育、協議会の実施

保育士を対象に「一人一人の育ちに合わせた主体性を育む環境構成を考える」をテーマに、講師による事前研修と事後研修を各3回実施し、発達を捉えた保育の課題や保育内容を理論的に検証しました。市川

市内6園の公立保育園で公開保育を年2回実施し、良し悪しの評価で言及するのではなく「この部分の工夫が感じられた」「自分ならばこうする」等、自分に置き換えて考えることで自身の保育の振り返りにつなげました。

また、公開保育と協議会を年2回実施し、実践をもとにディスカッションを主体とした保育の振り返りを行いました。保育について語り合い、研修参加者と省察し合い、日々の保育を可視化、言語化し、質の向上へとつなげるプロセスとしました。

②養成校との連携

市川市内にある和洋女子大学人文学部子ども発達学科の先生方と連携し、公開保育担当園の巡回・助言、公開保育当日と保育協議会を行いました。

③各施設への反映

研修で学んだ手法や助言は、研修参加者が自園に持ち帰り、実践や園内研修としてさらに学び合うことで各施設に広く反映させました。

④公開保育プロジェクトの立ち上げ

行政、公開保育実施園の園長、チーフ主任、保育士6名でプロジェクトチームを立ち上げ、アンケートやインタビューをまとめ、考察し報告書(冊子)を作成しました。最終的には、令和3年4月にオンラインシンポジウムを行い、他県との交流や保育について語り合い、さらに広く市川市の保育を開く試みとしました。

(3) 成果について

公開保育という保育を開いていく試みは、「保育士の行動は子どもファーストに

なっているのか」「保育士のやりやすいように子どもを誘導していないか」「保育士のルールに乗せていないか」「遊びの禁止については誰が危険であると思っているのか」等、一つ一つ保育を突き詰めて振り返る中で、それまでの保育に疑問を投げかけながら一度立ち止まり、普段の生活や遊びを改めて考えていく機会となりました。

保育計画やねらいを立てる時、保育士が先走って用意はせず、子どもの言葉を反映し子どもと共に考え教材を探す、子どもの探求心を伸ばし保育士は黒子となり手だてをしていく、愛着関係、信頼関係、非認知的能力、幼児教育……保育所保育指針をもとに保育園とは子どもたちが生き生きと自分らしく表現や生活をし、ありのままの姿を受け止めてもらえる場として大切である、今まで以上に子どもの将来を担い、大切な時期の子どもたちを保育しているという責任感の重さを実感するようになった等の気づきから、職員の保育に対する考えに大きな変化が生まれ、意識改革にも至ったと感じます。

子どもの姿が少しずつ変化してくると、保育士の思いは確信に変わっていきます。保育士から子どもの遊びを充実させるためには「もっと子どもの姿を理解したい」「どのような遊びの経験が必要であるか」「どのような計画を立てていこうか」「子どもの姿の読み取りが大切である」との声が聞かれ、保育士自身が保育をより楽しみ、前向きに保育を捉えることが増え、今まで以上に保育士の表情が明るくなり始めました。保育士の仕事の魅力を再確認し、やりがいを感じることで保育士の自己肯定感が

高まるきっかけにもなったと思っています。

保育の見直しに手ごたえを感じ、各園が、次は自分の園を公開したいという状況になりました。自園も公開保育実施園として参加したいという意欲、挑戦してみたいという野心、研修を受けて勉強したいという思いが、保育の質の向上につながり始めていることは大きな成果です。

2. 研究のその後

(1) 継続研究の有無について

自園の保育の見直しや振り返りから始まった公開保育が、公立保育園から市川市内の私立保育園へと広がっています。市川市内の公私立保育園にWeb研修を通して多くの職員に公開し学びを深め合うことに加え、他市の取り組みをインターネットで探したり、本を読んだりする機会や県保育協議会での講師、他市県の公開保育に参加、雑誌の掲載や対談などの仕事にも関わる機会が増えました。新しいことへの挑戦はとても刺激になり、保育環境や子ども理解を深めることの大切さ、保育の試行錯誤、自己評価など職員の意識が高まり、現在も公開保育は継続しています。

(2) 研究成果の実践への反映

積み重ねてきた公開保育の実践を参考に、子ども主体の保育や環境の見直し・構築、素材の研究等、自園でできることに置き換えて前向きに取り組んできました。公開保育実施の担当者になると職員は必死になり、時には目的を見失ってしまうことが

ありました。その際には、養成校の講師や公開保育経験者と対話することで本来の目的を再確認し、子ども理解が大切であるという原点に戻ることができました。また、成功例に加え、苦勞したことなどのアドバイスを受ける中で、保育を共に学び合う仲間がいることを実感し、保育士自身がのびのびと楽しんで公開保育に臨むことができたことが研究の大きな実践への反映であると感じています。

(3) 課題と展望

令和4年度現在、市川市内の認可保育園は200か所を超えています。保育の質は年々少しずつ高まっていますが、多くの保育園を抱える市川市の現状は、保育の意識の高さが様々であり、全ての保育士に焦点を当てると行き届いていないところもあります。保育実践の結果は、数年で築けるものではなく、公開保育を通し、保育士自身が試行錯誤し、一進一退を繰り返しながら継続して学び続けていく必要があると考えます。

公立と民間がもっと近い存在となり、気軽に公開保育を行い、対話や協力し合うための意見を出し合うことで市川市全体の保育の質の向上につなげていけると考えています。

また、公開保育を通して、市川市内の養成校との交流は、講師から貴重なアドバイスをいただく機会になっており、認可保育園に勤めている保育士も経験者として保育士育成に携わることにも繋がっており、今後も相互の関係を大切に学び合っていきたいと思っています。

保育者の自己効力感に関する研究

—オンライン研修システムを活用したデジタルポートフォリオを手掛かりとして—

福岡県・社会福祉法人二葉会 幼保連携型認定こども園 砂山こども園
主幹保育教諭 馬場 利江

1. 研究の概要

(1) 問題の所在と研究の目的

現行の保育制度では、幼児教育・保育の無償化や子ども・子育て支援新制度による、保育の質的・量的拡充が求められています。このように多様な保育ニーズが高まる一方で、保育者の労働環境については、低賃金、長時間労働、さらには深刻な保育者不足も社会的問題となっています。

保育者の労働環境改善の一つに、キャリアアップ制度が導入されましたが、同時に研修時間の拡大を伴うもので、時差出勤や長時間労働といった保育者の勤務体系の中では、負担の大きいものであり、今まで以上に保育者の負担拡大が懸念されます。

そのような中で、世界的な感染拡大が問題となっている新型コロナウイルス感染症の感染対策から、「保育の質」の向上、専門的課題解決、キャリアアップのための必須条件でもある、研修においても3密の回避、集会の自粛が続き、研修機会の確保が厳しい状況です。このような状況の中で、保育者の継続的な資質向上のためには、①保育者の専門性・資質向上のための選択的な研修機会の確保、②多忙を極める保育者の限られた時間の中での研修機会の確保、③ウィズコロナ、アフターコロナの生活の

中での研修の実施方法の確立、といった条件を満たした研修の実施が必要であると考えます。集合・対面の研修とオンライン研修を併用する必要性は今後さらに拡大することが予想される中、オンライン研修の質的向上は必須で、単に「視聴型」にならない方法を検討する必要があると考えます。

そこで本研究では、保育者が場所を選ばない環境下で受講できる研修の中で、受講歴に基づくデジタルポートフォリオを通して、保育者自身が研修効果を可視化でき、自己効力感を形成することを目的としたシステム構築を目的としました。

(2) 研究方法

保育者の自己効力感を形成するために、所属している福岡県遠賀・中間地区保育協会の研修部代表者と西南女学院大学の上村眞生准教授と「保育者の自己効力感形成についての研修内容・実施方法」を検討しました。

次に、福岡県遠賀・中間地区保育協会と上村氏が共同で構築したLearning Management System（以下、LMS）「保育のミカタ」を用いた研修の専門的学びをデジタルポートフォリオとして受講者へ送付し、自己効力感の形成を試みました。LMSとは、インターネットサーバー上に

構築する学習管理システムで、福岡県遠賀・中間地区保育協会の研修部と上村氏で協議した研修計画に基づく研修動画や研修受講後のテスト、アンケート等がアップロードされており、福岡県遠賀・中間地区保育協会の会員保育者は誰でも個人のパソコンやタブレット・スマートフォン、園のパソコンから受講可能なシステムです。

このLMS「保育のミカタ」での研修受講者にデジタル合格証を送付し、自己効力感に関するアンケートを実施しました。測定指標については、上村氏がオンライン研修の効果評価に関する調査(星ら 2021)を参考に独自に作成し、LMS「保育のミカタ」のシステムを用いてWeb上で無記名式アンケートを実施しました。

(3) 結果と考察

研修受講後のテストは、本研究における特色の一つで、オンライン研修のデメリットである、講師の話聞くだけの「視聴型」にならない方法について検討した結果、課すことにしたものです。研修を受講するだけでなく、その後にテストがあることで、受講態度が能動的になることが予測され、さらに研修内容の理解に役立つと考えました。また、キャリアアップを除く通常の保育者の研修においては、研修の申し込みと研修報告書の提出による受講記録で、その研修が自身の学びにどのように寄与したかを証明するものはありません。そこで、テスト合格後にデジタル合格証を送付することで、自身の学びを可視化することとしました。その結果、デジタル合格証について、半数以上が「達成感があった」

と捉えていることが確認されました。また、「次への意欲が湧いた」と感じていることも確認され、自身の学びについて可視化することの重要性が伺える結果となりました。今後随時この合格証が累積していくことで、デジタルポートフォリオとして、長期的な学びについて可視化することが可能となり、より保育者の自己効力感が高まっていくことが期待されます。

また、通常、保育者全員が同じ研修を受講できる事は非常に稀であり、園の代表者が受けた研修を「報告」というかたちで周知するのが一般的です。その課題を克服するために、個人のパソコンやスマートフォン、タブレット等を用いて研修受講が可能であるLMSのシステムでは、受講場所や受講時間帯の自由度の高さが確保されており、保育者の勤務体系上、非常に有効であると考えます。結果からも、職場内で勤務中や休憩時間中、勤務の前後に受講したり、自宅で勤務後や休日に自分のペースで受講できたという回答が得られ、すべての職員が時間の制約を受けることなく研修の受講が可能であったと考えられます。

以上のように、LMS「保育のミカタ」を用いた研修において、オンライン研修、テスト、デジタル合格証の発行を通して、保育者は自身の資質・専門性の向上を感じ、達成感を得たことが確認されました。さらに、本システムを用いた研修への満足感も高く、次の学習への意欲の醸成についても一定程度の効果が確認されています。また、現場を離れ研修会場への時間を考えると、その同等の時間で研修を受講することができ、受講場所や受講の時間帯の自由

度が高い研修は、自身の専門的な発達を望みながらも学習機会が制限されていた中で、コロナ禍である事を越えて、今後も活用可能な有効な手段であると考えます。

2. 研究のその後

(1) 課題

本LMS「保育のミカタ」による研修は、福岡県遠賀・中間地区保育協会の研修計画に基づく研修内容の実施とし、研修の合格証をもって協会が主催する研修を受講したとして取り扱うこととなっており、各園の方針に応じて勤務の一部として取り扱われました。そのため、一方的に研修時間が増大せず、自分のペースで受講を継続できるように配慮しました。とはいえ、これまでの研修のように研修時間内だけの時間的拘束に留まらず、場合によってはテストの合格まで何度も研修動画を視聴するという状況があります。研修時間の確保の課題は各園で様々ですが、各園の受講状況を研修部や主任会で情報を共有することで、受講方法の検討や啓発活動からさらには全ての園において受講への関心度を高めることへ寄与され、地域全体の保育者の資質向上につながると考えます。また、研修場所や研修時間の自由度の高い研修であるため、各園において合格証の受講記録からキャリアや人事考課等にも反映されることで、さらに保育者や他職種の職員においても研修意欲や達成感へ寄与されるものと考えます。この点においても、今後、福岡県遠賀・中間地区保育協会全体で検討すべき課題であると考えます。

(2) 実践への反映と今後の展望

福岡県遠賀・中間地区保育協会では、現在もLMS「保育のミカタ」を用いた研修を継続し、新たな研修コンテンツを拡充しています。2022（令和4）年2月現在、なお続くコロナ禍において、研修方法として非常に有効なものであると実感しています。研修コンテンツを随時拡大させていくことで、各役職や経験年数に応じた研修やそれぞれの関心に沿った研修を保育者自身が選んで受講することが可能となっております。それに伴い、研修の受講記録となるデジタル合格証も蓄積してきており、各保育者のポートフォリオとなっています。今後、これらをLMS上で一括統合し、定期的に登録したメールアドレス宛てに自動配信し、より利便性の高いポートフォリオとなるよう改良を予定しています。LMS「保育のミカタ」のアンケート機能を利用した、利用者調査についても、今後定期的に実施し、保育者の自己効力感の醸成について確認できるエビデンスの蓄積を行うことを検討しています。

福岡県遠賀・中間地区保育協会の研修機関として、各園での課題や地域の課題、研修状況から研修内容を検討し、LMS「保育のミカタ」を用いた研修が継続されることで、地域全体で保育者の資質向上に取り組むことができる環境や地域全体で共通した研修であるからこそ、この地域内で職場が変わったとしても、継続して研修を受講することができることが、研修への意欲を維持続けることができると考えます。

児童養護施設における生い立ちプログラムの 取り組みについて

愛知県・社会福祉法人米山寮 プティヴィラージュ 主任／心理士 柴田 一匡

※「生い立ちプログラム」は、入所児童の生きる力を育むために、性や暴力に関する教育も含んだ包括的なプログラムを指しています。

1. 研究の概要

(1) 研究の背景

児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設と定められています。

近年、児童養護施設では、子どもの性や暴力を介した問題への取り組みが課題となっています。性や暴力への対応としては、「セカンドステップ」などの予防的なプログラムがありますが、予防的なプログラムは、「子どもたちが抱えるトラウマやアタッチメントの問題にアプローチできる生活環境や支援体制がある程度保障されてこそ、意義を持つ」（佐名手ら、2012）と述べられるように、性や暴力の教育とともに、子どもたちが尊重される経験や「生い立ち」を意識したアプローチが必要であると考えられています。1999（平成11）年の性の健康世界学会（World Association for

Sexual Health [WAS]）による「性の権利宣言（2014〔平成26〕年改訂）」においても、「生」と「性」は深く結びついていることが示されています。

筆者の勤務する児童養護施設では、2012（平成24）年度に子どもの「生」と「性」を考えるワーキンググループ（以下、WG）を立ち上げました。WGは7名（生活担当職員5名、家庭支援専門相談員1名、心理士1名）で構成され、WG会議（週1回2時間）にて、「生」と「性」に関するプログラム（以下、性〔生〕教育プログラム）の開発に着手しました。そして、平成24年度に開発したプログラムを2013（平成25）年度に試行しました。なお平成25年度からは、スーパーバイザー（以下、SV）として大学教員（臨床心理士）にも月に1回WG会議に出席いただき、指導を受けました。以上を踏まえ、本研究では、次の2つを目的としました。

- ①性（生）教育プログラムの取り組みの中で、職員が共通認識を深めていく過程を明らかにする
- ②性（生）教育プログラムの見直しと効果測定を行い、基礎となるプログラムを作成する

(2) 研究の方法 (目的①②に則って記述)

①性 (生) 教育プログラムの取り組みの中で、職員が共通認識を深めていく過程を明らかにする

平成25年度までにプログラムを開発・実施したWG職員へ半構造化面接（プログラムに取り組む中で思うことはありましたか、など7項目）を行いました。また、WG職員を含む全生活担当職員へ質問紙調査（子どもの生き立ちについて考えるようになりましたか、など24項目4件法）を行いました。

②性 (生) 教育プログラムの見直しと効果測定を行い、基礎となるプログラムを作成する

平成25年度（平成25年12月まで）のプログラム実施後、2014（平成26）年1～3月に、WG会議にてプログラムの見直しを行い、基礎となるプログラムを作成しました。SVも出席し、直接の指導を受けました。また、同時期に、効果測定のためのアンケート（子どもの自尊感情に焦点をあてた効果測定用の質問紙）を作成しました。そして、平成26年4～9月に見直しを行った基礎となるプログラムを実施し、プログラム実施前（平成26年3月）と実施後（平成26年9月）にアンケートを行い、プログラムの効果を測定しました。

【倫理的配慮】 本研究の趣旨を十分に説明し、施設長と職員に同意を得ています。また、子どもたちの個人情報に十分配慮しました。さらに、プログラムについて子どもたちに説明するとともに、参加について子どもたちの意思を尊重しました。被虐待体

験等、個別の事情にも配慮し、必要に応じて慎重に対応しました。配慮および方法については、SVの指導・助言を受け、十分に配慮して実践・研究を進めました。

(3) 研究の成果 (目的①②に則って記述)

①性 (生) 教育プログラムの取り組みの中で、職員が共通認識を深めていく過程を明らかにする

半構造化面接の結果からは、WG職員はプログラムに取り組む中で、子どもの言動を多角的に捉えられるようになり、子どもへの働きかけが変化したことが明らかとなりました。また、WG会議を通して職員の内省が促され、自己成長につながっており、職員間の相互理解により連携も深まってきました。総じて、職員が試行錯誤しながらプログラムを検討していく過程自体に意味があったといえます。

質問紙調査の結果からは、プログラムは職種に関わらず全職員に積極的に認知されていることが明らかとなりました。また、プログラムの取り組みを通して、児童指導員は子どもの攻撃性に変化を感じており、保育士は子どもの性行動等に変化を感じていました（感度が高まりました）。さらに、保育士は、問題の背景にある子どもの生き立ちへの意識を高め、他の職員との連携を深めたことが示唆されました。

②性 (生) 教育プログラムの見直しと効果測定を行い、基礎となるプログラムを作成する

平成25年度のプログラムを見直し、基礎となるプログラムを作成しました。プログラムは、年齢段階別グループ（未就園・幼

稚園、小学1・2年、小学3・4年、小学5・6年、中学生・高校生の5グループ)に応じて内容を調整しました。プログラムの例として、小学3・4年グループの年間プログラムを示します(表)。プログラムは、月1回30分を年間8～9回にて構成しました。また、子どもたちの生きる力を育む性・暴力・生い立ちの教育を含んだ包括的な内容としています。

効果測定用のアンケート(プライベートゾーンはどこか知っていますか、周りの人々に自分は支えられていると思いますか、など15項目4件法)を作成しました。そして、基礎となるプログラムを実施した平成26年度に、質問紙項目の理解が可能な年齢を考慮し、小学5年～高校1年の計23名の児童を対象に実施しました。その結果、プログラムは、子ども自身が自分を大切な存在だと感じる気持ち(自己存在感)や、周りの人々から支えてもらえるという気持ち(対人的信頼感)をはじめ、子どもの意識に影響を及ぼしたことが明らかにな

りました。

2. 研究のその後

(1) 継続研究の有無

基礎となるプログラムを作成した平成26年度以降、2021(令和3)年度まで継続研究(プログラムの見直しと実施)を行っています。令和3年度は、未就園・幼稚園、小学1・2年、小学3・4年、小学5・6年、中学生、高校生の年齢段階別グループに分けてプログラムを実施しましたが、知的・発達の問題から同一グループでの理解度に差があるというこれまでの課題を踏まえ、小学生、中学生、高校生のグループは、児童の知的・発達や性格・特性を考慮し、グループをさらに細分化して、より個の児童に対応できるように工夫しています。また、プログラム内容も、生い立ちを振り返りつつ、施設退所後の未来に視点を置いた内容(将来の夢、金銭管理などをテーマにした内容)を新たに織り交ぜてい

表 小学3・4年「性・暴力・生い立ち」に関する教育プログラム

ジャンル	タイトル	内 容	順番
生	生い立ちの旅	写真を見てこれまでの生い立ちを振り返る	④9月
	命の仕組み	お腹の中での胎児の成長を知る	②7月
	産道体験	産道体験を行い、産まれてきてくれてありがとうカードを渡す	③8月
性	体と顔の働き	自分の体や顔の名称と働きを知る	⑤10月
	プライベートゾーン	プライベートゾーンについて伝える	
自分と他人を知る	いいところ探し	職員からいいところを伝える	①6月
	感情	自分がどういう感情をもっているかを知る	⑥11月
	いいタッチ・悪いタッチ	ロールプレイを通してタッチについて考える	⑦12月
	ふわふわ言葉・とげとげ言葉	日常に沿ったロールプレイを交えてことばについて考える	⑧1月
	不審者対応・防犯	交通ルールや不審者に会った時の対応を学ぶ	⑨2月

ます。

(2) 研究成果の実践への反映

プログラムは、あくまで子どもたちが自分と相手を大切にできるようなきっかけ、媒介です。そのため、プログラムの実践（研究成果）を、児童の養育の場である生活場面への実践につなげることを大切にしています。具体的には、令和3年度は、プログラムの場にWG職員以外の生活担当職員にも年に1回同席してもらい、プログラム実施後に「性（生）教育掲示板」を生活棟に掲示して、プログラムを生活場面につなげる工夫を行っています。また、令和2年度以降のコロナ禍においては、プログラムを派生させ、新型コロナウイルス感染症に関する特別プログラム（自分と相手とを大切にできる教育：学校の休校や外出の制限といった未曾有の事態の中、さまざまな心理的不安が生じることは自然なことであること、そのような気持ちを抱えたままにせず、信頼できる他者に相談してほしいことを伝えるなど）を実施しました。

(3) 課題と展望

長年プログラムを実施してきていますが、WG職員が年度で入れ替わることもあります。令和3年度は、WGの発足時（平成24年度）からWGメンバーとして残っている職員は3名であり、そこに新人職員や中堅職員が加わっています。職員育成の観点から経験年数の浅い職員にWGに参加してもらっていますが、施設に根付いてきたプログラムをベテラン職員から若手職員にどのように継承していくかは大きな課題となっ

ています。また、施設は児童の入れ替わりがあり、児童のグループも変化します。知的・発達や愛着の問題などから、プログラム中にふざけてしまったり、落ち着かない児童もいます。個の教育（対応）をさらに工夫したいですが、施設の人員にも限りがあります。プログラムはあくまで生活をより豊かにする媒介であるという共通認識を職員間でもって、生活場面での支援により生きるようなプログラム実践を行っていきたいと考えています。

参考文献

- ・佐名手三恵ほか「セカンドステップ（暴力防止プログラム）の実践について：導入に向けた取り組みとその後の経過」『心理治療と治療教育：情緒障害児短期治療施設研究紀要 第23号』全国情緒障害児短期治療施設協議会、2012年

児童養護施設における退所児童の 自立支援システム構築に向けた研究

京都府・社会福祉法人盛和福祉会 京都大和の家
家庭支援専門相談員 中谷 陽輔

1. 研究の概要（背景・方法・成果等）

1997（平成9）年の児童福祉法改正により、児童養護施設の役割は「保護」から「自立支援」へ転換しました。さらに、2004（平成16）年の児童福祉法改正では、「退所した子どもたちを支援すること」が追加され、現在、退所後の支援も施設の役割として義務付けられるようになりました。

一方で当施設において、施設を退所してひとり立ちする子どもの支援（以下、自立支援）はこれまで、それぞれの担当職員が担っており、組織的に未整備であるという点が、実践処遇上の大きな課題となっていました。全国的にみても、退所者と施設職員の繋がりの実際として、退所後4年以上経つと2～3割の退所者と連絡が取れなくなっていたり、施設職員も勤続3年以内で約半数が離職しているなど（認定NPO法人ブリッジフォースマイル調査チーム、2013、2015）、施設退所者へ一貫した、継続的な自立支援を行いきにくい状況が伺えました。

そこで当施設において、「自立支援」を組織としてシステム化していくことを目的として、2016（平成28）年6月、有志の施設職員により、自立支援ワーキンググループを設立しました。その研究活動に「植山つる児童福祉研究奨励基金」の助成を受け

ました。具体的には、①自立支援のために必要な情報の収集・把握、②実践可能な自立支援の方法の案出、③それら（①②）の情報・方法の体系化、を行いました。

①自立支援のために必要な情報の収集・把握（研究1～4）

1-a 入所児童からの情報収集・把握（研究1）：入所中の高校生向けに施設退所者2名による講演会を計画し、参加児童（8名）に退所後やりたいことと不安なことを各3つ程度、事前に書いてきてもらいました。それらを当日、施設職員4名を含めた全員でKJ法に準じて整理・集約し、入所中の高校生の生活ニーズの把握を試みました。その結果、入所中の高校生は、退所後、入所中は難しかった自分なりの余暇・趣味や、自分好みの生活を謳歌したいと考える一方、金銭的・経済的な生活設計に特に不安を抱えていることが明確となりました。

1-b 退所者からの情報収集・把握（研究2）：過去5年間に高卒年齢で退所した者のうち、インタビュー調査の協力が得られた7名（就労4名・学生2名・専業主婦1名）に調査を実施しました（調査内容は東京都福祉保健局〔2011〕を参考）。その結果、退所者は実際に金銭面をはじめ生活全般で多様な困りごとを抱えている一方、退

所してから対人的な孤独感・孤立感を抱えやすく、さらなる精神的支援の充実が期待されていました。加えて、退所後の人的資源として、施設職員を中心としつつも、入所中からのインフォーマル・フォーマルな関係が役立っている実態も示されました。

1-c 職員からの情報収集・把握 (研究3): 担当児童の退所に伴う自立支援経験がある現職の当施設職員7名にインタビュー調査を実施しました。その結果、インフォーマル・フォーマルな人的資源や支援制度を積極的に活用・工夫してきた実情が認められた一方で、インケアとアフターケアとのバランスをとる難しさや、どのように組織的にアフターケアを行うかが大きな課題となっていることが改めて明確となりました。

1-d 新たな情報収集・把握 (研究4): 自立支援ワーキンググループ内で、新たな情報や制度等を収集・把握していく試みとして、ソーシャルネットワークワーキングサービス（モバイルメッセージングアプリケーション）を活用した情報共有や、アフターケア事業所（NPO法人おかえり「自立支援センターwith」）への見学研修を行いました。結果として、一人では網羅するのが困難と感じるほど多様な行政や立法、各種団体による児童福祉関連の制度・事業・ニュース等が共有され、積極的な情報収集をチームで行う必然性が認められました。

②実践可能な自立支援の方法の案出 (研究5)

①と並行して、月に1回の定例会議により実践可能な方法を案出していきました。なお、各メンバーの負担軽減のため、定例会議を勤務時間内、そして施設内の会議室

で実施する旨、事前に施設長の許可を得ました。定例会議を経て、社会福祉法人大阪西本願寺常照園での活動を参考に、退所者への「仕送りプロジェクト」を発足しました。本プロジェクトは、2016（平成28）年12月に初回を行い、2017（平成29）年度より年2～3回、職員有志の支援物品のみならず施設への寄付金（国際ソロプチミスト京都-東山による）の一部を活用しながら継続的に実施しています。

③情報・方法の体系化 (研究6)

上記の各種情報・方法について、報告書に加え、入所児童や退所者向けに自立支援用のハンドブック（京都大和の家「巣立ちハンドブック」、A5サイズ全50頁）を作成しました（2017年8月）。その内容には、入所児童に関心の高い「金銭・経済」に関する情報を序盤に配置するなど研究1～4から得られた知見を活用したり、施設独自に退所者向けに作成していたレシピ冊子（通称：「にこにこレシピ」）の短縮版を所収するなど、これまで施設として取り組んできた活動も含み入れました。

以上のように、当施設における自立支援システムの構築を一定程度進めることができました。

2. 研究のその後

施設内において、職員全体会議にて本研究の報告がなされました（2017年11月）。現在に至るまで、当法人における自立支援の取り組みは継続しており、本研究の成果も活用しています。具体的には次の4つが

挙げられます。①「仕送りプロジェクト」の継続実施（年2～3回ペース、各退所者につき5回程度）、②退所者の生活状況の把握・集約（自立支援資金貸付制度の利用者に、モバイルメッセージングアプリケーション等を活用しつつ近況を毎月末に確認）、③定期的に施設へ来所できる機会の確保（稲盛福祉財団による自立支援金受け渡しのために、退所者と連絡・面会。2019〔令和元〕年度より年に2回「ホームカミングデイ」として退所者が施設に参集できる機会を設定）、④入所中の高校生対象の講演会（施設退所者による講演・対談を高校生会が毎年実施）。いずれにおいても、以前より退所者との連絡をスムーズに行うことができたり、何らかの危機が生じた際にもフォローしやすい体制が構築されつつあり、自立支援を担当職員のみが抱えずにチームとして実施できるようになりました。

施設外においては、第50回近畿児童養護施設研究協議会にて本研究の報告を行いました（2018〔平成30〕年6月）。また、京都市が作成した児童養護施設等退所者向け生活ハンドブック「船出のためのナビ」（2018年3月発行）に本研究の成果物である「巣立ちハンドブック」が参考文献として所収されました。京都市は、退所者の自立支援に関して独自の調査や施策に取り組んでいます。京都府においては、京都府児童福祉施設連絡協議会が、2019年に府内の児童養護施設等退所者の現状と課題について調査を行い、2020（令和2）年度より年に1回「児童養護施設等退所者支援機関の情報交換会（退所者支援ネットワーク会議）」を府内の関係機関・施設に呼びかけ

実施しています。このように、今や当施設だけでなく近隣の関係機関・施設においても、退所者の自立支援を行うための土壌が着実に形成されつつあります。

昨今、社会的養護における自立支援の重要性は改めて認識されつつあり、その流れも相まって、施設内外ともに支援の拡充が試みられています。そのうえで、今後の課題・展望としては、法制度の変更等により、自立支援に新たな展開が不可欠となっている現状を指摘したいと思います。

2022（令和4）年4月に改正民法が施行され、成人年齢が18歳に引き下げられる一方で、厚生労働省は、原則18歳までとしている自立支援の年齢制限を撤廃する方針を決定しました（「令和3年度 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書」2022年2月10日）。このことは、幼児期・児童期・思春期とすでに幅広い発達段階への支援を担っている児童養護施設等が、青年期～初期成人期の発達段階への支援も担っていく必然性を意味します。多様かつ複雑な背景を抱えた入所児童や退所者に支援を行うことは、いずれも高度に専門的な活動であり、加速度的に増加する社会的養護のニーズがある中でその活動を担保するためには、相応の資源とコストが必要となることは言うまでもありません。今後も、自立支援に関する新たなニーズと展開が広がっていく中で、決して潤沢ではない限られた資源を、どこにどのように充当するのか。その内容の慎重な吟味や成果の現実的検討を行いながら、いかに多角的・重層的な自立支援を実現させていくかは、当施設のみならず全国的に緊要な課題です。

児童福祉施設等里親支援機関の専門性を活かした 里親養育支援のあり方に関する研究

東京都・社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 副施設長 長田 淳子

1. 研究の概要

(1) 研究の背景

本研究は、2017（平成29）年度、植山つる児童福祉研究奨励基金による助成事業を受けて実施しました。国の里親委託促進の方針を背景に里親支援に関する法的枠組みは数年に一度のペースで改変されており、里親支援に関わる職種は年々増え、行政だけでなく児童福祉施設やNPO法人などの民間団体の活用にも焦点が当てられてきていました。また、里親家庭で生活する子どもが増えることで、地域の子育て支援および教育等の分野においても、里親制度について、里親家庭で生活する子どもへの対応について、より理解を深めることが求められるようになってきています。しかし、そういった「里親子に関わる者」が知っておかなければならないノウハウに関する整理がされておらず、手がかりになるものもとても少ない現状です。

本研究において、実際に里親子に関わりをもつ様々な職種の関係者が集まり、現状から浮上する課題を通して連携のあり方をあわせて整理することにより、今後増えるであろう里親家庭とその支援に対して、安心と信頼をもって対応することが可能となります。また、子どもの発達段階、子ども

が里親家庭で生活を始め自立していくまでに知っておくべき項目が具体的に記載された成果物が作成されることは、里親支援機関職員のみならず、里親、地域の関係機関職員にも有益となります。支援者側のアプローチに力点を置かれることの多い里親支援ではありますが、本研究では特に、子どもの権利や福祉、子どもの視点から考えた内容や配慮を検討し、実践を振り返り、「子どもにとって持つ意味」についてまとめていきました。また、「里親として」「関係機関職員として」という視点に分けて、取り組めること、知っておきたいことをまとめました。

本研究は、厚生労働省が掲げる包括的な里親支援機関としての児童福祉施設、特に乳児院の活用を検討する意味もあり、支援を支えるノウハウの一つとなると考えました。

(2) 研究の方法

研究方法として、①研究会を月に1回2時間程度開催、②研究会をもとにした課題整理のためのワーキンググループの設置、③ハンドブックの作成、④拡大研究会の開催を通して、より具体的な児童福祉施設における里親支援のあり方の整理を行いました。構成員は、当研究のメンバーのほか都

内の乳児院および児童養護施設の里親支援専門相談員等、里親支援に関わる職員としました。研究会では、実際に支援に関わる中で課題となることを整理し、また、子どもの権利、パーマネンシー保障の観点から、子どもの成長発達、里親交流から委託後までの段階ごとに必要となる対応や理解について、項目を立てて整理しました。その後、項目ごとに課題整理し、より分かりやすくまとめたものをハンドブックスタイルで里親研修時に利用可能なテキストとしてまとめました。作成にあたっては、研究会内で整理を行ったテーマごとにグループをつくり、別途テキスト作成作業部会を編成し、部会を開催しました。また、完成した成果物を題材にして、東京を中心に関東近郊の里親支援機関職員を対象とした拡大研究会を2018（平成30）年10月14日に開催しました。拡大研究会では、情報の共有および連携のあり方・支援に関するスキルについて再度振り返りを行い、共有しました。

本研究は、里親子への相談援助に携わり、また、乳児院や児童養護施設等で子どもたちと関わってきた職員が会し、現状として課題となっている具体的なテーマについて、一緒に振り返り、整理をすることを主軸としています。そういった場や研究は今まで少なく、また、その整理を成果物としてまとめてきていませんでした。今回改めて整理を行い、一つの成果物として配布可能なものにすることで、これから増える里親家庭への児童の委託に対しても、丁寧な支援をするための一助となると考えました。また、里親が成果物を利用すること

で、子どものライフストーリーワークや自立に向けた整理を助けることが可能となります。里親家庭および支援機関職員それぞれが孤立したり、経験のみに頼った関わりを行うことを避け、質の担保をすることで、格差のない養育や支援を子どもに提供できるものと考えました。

(3) 研究の成果

研究を通して作成した、「子どもと里親のためのサポートハンドブック」（以下、ハンドブック）1と2は、それぞれ500冊の印刷・製本を行い、全国の乳児院および関東近郊の児童養護施設へ配布を行いました。ハンドブックの内容を共通の課題として取り扱うことで、それぞれの施設で取り組んでいる里親養育支援について一緒に考えることが可能となりました。

2. 研究のその後

研究成果の一つであったハンドブックは、その後、多くの里親研修におけるテキストとして利用されています。ハンドブックは、全国社会福祉協議会のホームページからダウンロードできますが、希望者が多く、再印刷を行い、配布しています。様々な地域の里親研修において研修用テキストとして利用されています。また、里親会を通じて、里親家庭に無料配布している地域里親会もあります。里親家庭からは、「どのページを読んでも自分たちに必要なものばかりである」「委託前に知りたいことが書いてあった」との話や、関係機関からも研修テキストとして利用しやすいと感想を

いただいています。また、月に1回の都内施設の里親支援専門相談員やフォスタリング機関職員含めた研究会を継続しています。

この研究以降も、里親養育支援に関する流れは大きく変化しています。各自治体におけるフォスタリング機関の配置と、民間団体による「民間フォスタリング機関」が認められたことも大きい部分です。これにより、2020（令和2）年以降多くの自治体において、「民間フォスタリング機関」が誕生しました。しかし、全国的にみても、これまで、里親支援に特化した取り組みを行ってきた団体は数少なく、ノウハウの積み重ねもまだ不十分な状態です。

この状況下で、改めて、研究の目的であった、「里親養育支援のスキルの蓄積」と「それぞれの施設での里親支援専門相談員の質の担保と孤立化の防止」について再度取り組む必要性が生じています。また、

行政側においても、どのように「フォスタリング業務」の整理を行えばよいのか、行政側が何を担って、どの部分を「民間フォスタリング機関」に委託すればよいのかを検討する時期となりました。

施設やNPO法人などが、「民間フォスタリング機関」として、これまで担ってきた児童相談所業務を担うためにも、それぞれ関係機関が連携し、改めて情報や課題を共有する必要があります。そのツールとしても、この研究で取り組んできた成果は今でも大いに活かすことができます。

今後も、このハンドブックの内容の更新を行う予定です。また、この研究を起点に、継続している研究会等を通して、現在、「一時保護における説明パンフレット」「里親家庭と子どものための『子どもの権利ノート』」等作成を通じたスキルアップに取り組んでいきます。



本研究成果として作成したハンドブック1・2

乳児院職員のやりがいを高めるチームの研究

神奈川県・社会福祉法人みその 聖園ベビーホーム 心理士 西田 英子

1. 研究の概要

2017（平成29）年に国より「新しい社会的養育ビジョン」が示され、乳児院支援の充実が期待されています。そこで私は、支援の基盤である職員チームのあり方を検討することが重要だと考えました。その際、以下のような問いが浮かびました。

- ①職員がやりがいを感ぜられるチームとは、どのようなチームなのか。
- ②チームへの認識は、職種によって違うだろうか。
- ③チームへの認識は、ユニット編成によって違うだろうか。

この問いを出発点として行った研究を報告します。なお、報告内容は、西田・相良（2019）を出典としています。

問い① 職員がやりがいを感ぜられるチームとは、どのようなチームなのか
ひとくちに「チーム」と言っても、そこにはさまざまな要素が含まれているでしょう。職員がやりがいを感ぜられるチームとは、どのような要素から構成されているのかを明らかにするため、「乳児院チーム認識尺度」「乳児院チームやりがい尺度」として質問項目を作り、職員のチームへの認識（チーム認識）をたずねました。

(1) 予備調査

尺度の質問項目を作成するにあたり、乳児院3施設の保育士6名にインタビューを行いました。その内容を整理し、保育領域における分散型リーダーシップの観点（Siraj & Hallet, 2014）、産業領域におけるチーム特性やチームの働きに対するメンバーの評価（日本労働研究機構, 2003）を参考にしながら、本研究の共同研究者である相良順子氏（聖徳大学）とともに質問項目を作成しました。

(2) 本調査

対象：全国の乳児院46施設1,086名（回収率78.0%。男性58名、女性1,028名）

時期：2018年2～3月

尺度：乳児院チーム認識尺度（以下、チーム認識尺度）、乳児院チームやりがい尺度、フェイスシート（回答者の性別、職種、勤続年数、施設定員、ユニット編成）

質問項目の始めに、「ここでの『チーム』とは、すべてのユニット職員および主任、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理職を含めた職員チームを指す」としました。また、インタビュー・本調査とともに、実施前に説明と同意の手続きを行いました。

(3) 結果

チーム認識尺度について統計的に分析を行いました。その結果、「アクティブな協働」「効果的なコミュニケーション」「主体的な学びあい」「ビジョンの共有」の4つの要素から構成されていることが明らかになりました。乳児院チームやりがい尺度と高い関連がみられたことから、乳児院職員がやりがいを感じられるチームとして、このチーム認識4つの要素を考えることは有効だということが示されました。チーム認識尺度、乳児院チームやりがい尺度それぞれの質問項目、各要素は表のとおりです。

チーム認識4つの要素のなかでも「アクティブな協働」は、参考にした文献による予測とは異なっていたことから、乳児院特有のチームの側面である可能性があります。質問項目の内容から、乳児院職員にとって職員の力量が単独で発揮されるというよりも、互いに知恵を出し影響しあい、一体となって施設全体によい変化をもたらすことが、チーム認識の重要な要素の一つであることが示されたと言えます。

問い② チームへの認識は、職種によって違うだろうか

職種とユニット編成の組み合わせにより、チーム認識に違いがあるかどうか調べてみました。その結果、全ユニットが6名以下の施設では、保育士も看護師も「主体的な学びあい」を高く認識していましたが、一部だけが小規模ユニットの施設の場合、看護師が、他の職種より「主体的な学びあい」を低く認識していることが明らかになりました。

その背景として、健康管理・感染対策に関し最上の選択肢を周知、統一する重要な看護業務が、様々なユニット形態が併存することで複雑化し、そのため専門領域に関する学びや共通理解について課題意識を持っていることが考えられます。

問い③ チームへの認識は、ユニット編成によって違うだろうか

同じように、職種とユニット編成の組み合わせを調べたところ、ユニット編成もチーム認識に関連しており、全ユニットが6名以下の施設では、チーム認識4つの要素すべてについて高く認識していることが明らかになりました。

小規模グループケアは、小集団ならではの課題（全国乳児福祉協議会、2014）が度々議論されていますが、本研究では肯定的なチーム認識と関連していたのです。その理由として、ユニット化の課題を踏まえ、チーム作りに入念な工夫がなされている可能性、個別性の高いケアをする乳児院にとって、小規模グループケアの体制が、適したチームサイズであるためにチーム認識も肯定的になる可能性、全国乳児福祉協議会（2015）により、小規模化と人材育成に関する課題が明示されていることが有効に作用している可能性が考えられます。

2. 研究のその後

(1) 実践での活用

① チーム認識尺度の実施

チームに関する話し合いでは、チーム認識4つの要素を柱にすることができます。

乳児院チーム認識尺度の質問項目

4つの要素

<p>私のチームでは、ユニット同士または職種間の要望や要請を、積極的に検討する 私のチームでは、ユニット同士または職種間のアイデアや提案の交換が盛んである 私のチームでは新たな改善策のために、意見やアイデアを出し合っている 私のチームでは、新たな改善策を見出すために、十分時間をかけている 私のチームでは、新たな改善策を目指して活動している 私のチームでは、ユニット同士または職種間の情報交換や意見調整が適切に行われている 私のチームは変化に敏感で、それを受け入れる姿勢がある 私のチームでは、職員一人一人のやり方や考え方を尊重し、活かしている ユニット間または職種間で葛藤や対立があっても、子どもたちのために解決への努力を惜しまない やってみたい取り組みがあれば誰でも、有志で集まって検討できる 私のチームでは、どの職員も経験や立場にあわせて仕事を任せてもらえる 私のチームでは、メンバー全員が方向性の設定に参加している</p>	<p>アクティブな協働</p>
<p>私のチームでは、互いに意見を言い合える 私のチームでは、先輩後輩お互いによくフォローしあっている 私のチームでは、少数意見でも丁寧に聞く 私のチームのメンバーは、互いに知識や情報を教え合っている 新たな決定を行う際、どの人も意見を述べることができる 私のチームのメンバーは、仕事のことも仕事以外のこともよく話す 私のチームでは、必要な時、メンバー間でじっくり話し合う時間をとっている</p>	<p>効果的なコミュニケーション</p>
<p>私のチームでは、研修で得た知識や情報を、実践や体制作りに積極的に活用している 私のチームでは、自分たちの興味や必要に応じて、有志でも学ぶ機会がある 私のチームでは、研修で得た知識や情報を共有し合っている 私のチームでは、職員が必要とするテーマで研修が受けられる 私のチームでは自分たちの実践の効果を、振り返る機会がある</p>	<p>主体的な学びあい</p>
<p>私のチームの方向性は施設の方向性と一致している メンバーはチームの方向性に賛同している 私のチームは、目標や方向性が明確である 私のチームの方向性は、子どもたちや家族への貢献を最優先するものである</p>	<p>ビジョンの共有</p>

有効回答者人数1,002名

乳児院チームやりがい尺度の質問項目

<p>私のチームの仕事の質や水準は高いと思う 私のチームは意欲的である 私のチームは着実に進歩・充実している 私のチームではどのユニット・職種も信頼し合っている このチームでの仕事に誇りを持っている 私のチームは活気があり、職員は生き生きと仕事をしている 職員は喜んで仕事をしており、このチームでの仕事に満足している このチームならみんなで成長していけると思う</p>	<p>やりがい</p>
---	-------------

有効回答者人数1,063名

チーム認識尺度を施設内でアンケートとして点数化し、ばらつきをみたりすることで、自施設チームの強みや課題を捉えることもよいと思います。チーム認識4つの要素は互いに高く関連し合っていたため、施設の状況にあわせて取り組みやすい要素から改善や工夫をすることで、他の要素も高められることが期待できます。

②職種・ユニット編成からチームを考える

チーム認識は、職種やユニット編成により違いがありました。チームに関する話し合いでは、各職種の専門性がどのように発揮され共有されているかについて確認したり、ユニット編成から生じる課題を考えてみたりすることが重要であると言えます。

③職員の資質として捉える

チーム認識尺度は分散型リーダーシップの観点を参考にしており、チーム認識4つの要素を、チームの一員である職員が身につけるべき具体的資質として捉えてもよいと思います。自分がどの要素でチームに貢献できるのか、あるいは強化したいのはどの要素か等を検討する材料としても役立てることができると考えています。

私は今後、本尺度をもとに資料を作成し、まず自施設でチーム作りや自身の成長に関して話し合うきっかけづくりをしてみたいと思っています。そこで見えてきた新たな課題や気づきについて、他施設の方々と共有する機会があれば嬉しく思います。

(2) 研究の課題

本研究では、職員のやりがいと関連する

チーム認識について検討しました。職員のチーム認識がやりがいと関連するならば、乳児院チームの働きはよりよい養育・支援を予測すると考えられます。しかし実際にチーム認識の高さがよりよい養育・支援に結びついているかどうかは、本研究では明らかにされていません。

今後は、養育・支援の質を測定する別の測度との関連を検討したいと考えています。具体的には、子どものニーズの共通理解過程の内容とチーム認識の関連の検討です。共通理解過程が、養育チームレベル・多職種チームレベルにおいて、どのようになされていることが、支援の基盤であるチームに対する肯定的な認識と関連するのかを明らかにし、乳児院支援の充実に寄与できるよう、現在研究を進めています。

付記

ご多忙の中、本研究にご協力くださいました全国乳児福祉協議会の皆様ならびに全国の乳児院の職員の皆様に、心より御礼申し上げます。

引用文献 紙幅の都合上省略

出典

- ・西田英子・相良順子「乳児院職員のやりがいを高めるチームの認識とは：チーム認識尺度の作成と検討」『福祉心理学研究』16(1), pp.44-53. 2019年

母子生活支援施設への母子保護の実施の 円滑化・広域化に向けた研究

千葉県・社会福祉法人千葉ベタニヤホーム 国府台母子ホーム
母子支援員 山下 絃果

1. 研究の概要

(1) 背景

今日、子どもと家族をめぐり、日本各地で子ども虐待死亡事例や貧困問題等社会問題は多岐にわたっています。本来であれば当該施設への支援ニーズの増加と深刻化が予測されるにも関わらず、全国の母子生活支援施設の現状をみると、暫定定員が設定されている施設数は50%にも達しており、施設数も年々減少しています。減少理由としても、ニーズとサービス提供のミスマッチが生じており、なおかつ施設間のサービス格差も問題とされています。

一方、地方自治体においては、母子生活支援施設の認知度の低さ、また財政難や、母子生活支援施設の活用のしにくさ等により「母子保護の実施を控えること」が課題とされています。

こうした情勢を踏まえて、関東ブロック母子生活支援施設協議会では調査研究委員会を立ち上げて、母子生活支援施設の機能強化と再生に向けての現状把握と課題の析出を試みました。さらに、施設に入所する子どもの権利擁護と意見表明のあり方、さらには地域のセーフティネットとしての「住まいと日常生活支援」の一体的提供のあり方も考察しました。

母子生活支援施設の現状を適切に把握することにより、機能強化すべき課題が明確になり、新たな利用児・者の獲得、サービス提供の拡大が期待されます。特に「アウトリーチ」につながる方途を明確化することにより、真に母子生活支援施設の専門的支援を必要とする母子の更なる施設利用につながることが可能になると考えました。

(2) 方法

調査研究の方法として、関東ブロック内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一都十県）の母子保護の実施を行う自治体655か所（以下、機関）を対象とした（1）「アンケート調査用紙による郵送法調査」、関東ブロック内の母子生活支援施設70施設を対象とした（2）「オンラインによる調査」を実施しました。

上記（1）（2）の調査を実施し、必要なデータを得て考察を加えた後、成果物として報告書を作成しています。

研究主体として、関東ブロック母子生活支援施設協議会の中に調査研究委員会を設置して、学識経験者として稲垣美加子教授の監修と指導を得て研究を進めました。

(3) 成果

研究成果は、「母子保護の実施を行う自治体」と「母子生活支援施設」の間での相互理解を進めるものであり、母子生活支援施設への母子保護委託について、「母子保護」の「円滑化」「広域化」の現状を明らかにするとともに、その阻害要因を明確化することを試みました。その結果、(1) 母子生活支援施設に期待されることや改善すべきことについて、利用相談の窓口に来談する母と子に実際に応じている自治体の考え方を把握できるのではないか、(2) 母子生活支援施設への母子保護の実施の円滑化と広域化への課題、中でも現状の阻害要因の顕在化が可能なのではないか、(3) 母と子がより一層主体的でミクロレベル・ソーシャルワークの過程に基づいたかたちで、母子保護の実施の解除の円滑化が進むのではないか、という当初の仮説について、以下のような示唆が得られました。①自治体は母子生活支援施設に母親（女性）支援や家族支援、そして特定妊婦の支援等を期待している、②母子生活支援施設は新たな課題への対応の必要性を理解しつつ支援体制の課題をもつ、③広域化については、機関・施設とも関心・対応とも経験を重ねつつも未着手の観がある、というものです。

今後「母子保護」の「円滑化」を図るためには、個々のケースの特性に応じた支援ができるよう共に考える連携が必要となること。さらには、社会が希求する「母子保護」をめぐる課題への対応には、支援体制の強化など制度による基盤整備が必要であること。そして、これらの諸課題において、児童福祉施設としての母子生活支援施

設の機能と役割を周知し、その本来機能を十分果たすことの出来る有機的な連携を実践レベルで志向することの必要性が明らかとなりました。

2つの調査で最も機関と施設の「母子生活支援施設」の機能や役割の理解に相違が生じたと判断されるのが支援の主体の認識です。機関は「妊婦や単身の女性」への支援や「就労支援」など母親：大人の女性の支援に関心を寄せる傾向にあります。一方、日々家族を目の当たりにして支援を展開している施設は、本来の支援の主体である子どもの権利擁護やニーズの明確化に、子ども支援の専門機関である児童相談所が関与して、子ども主体の支援の充実を望む傾向が確認されます。

日頃から支援している市・区内ケースの支援についても、施設近隣をエリアとした支援に課題を抱えている状況で、さらに支援の多様化、広域の社会資源の利用が必要となる広域支援にはとても“手が回らない”といった実情が推測されます。広域支援にも関心がないわけではないばかりか、その必要は認識しているものの、施設内に必要十分な資源の充足がなければ支援にも踏み出せない状況があることが確認されます。

2. 研究のその後

(1) 継続研究の有無

今後の研究課題となるのは、この研究成果を契機として、当初の研究目的である『今日のニーズに応じ得る「母子保護の実施や措置」「母子保護の実施や措置の解除」について議論を極め、より現状の社会的

ニーズに多様・多元的に対応可能な支援や、これを公的に保障しうる制度に改正しうる論拠：エビデンスを明示しうる研究へと展開・生成していくことです。

従来から母子生活支援施設が志向してきた「母と子の^{いのち}生命がつながれて、母と子の志：主体的で希望をもった将来展望に応じていくことができる母子生活支援施設として在りたいと願い、その充実をめざし続けてきた」ことに、さらに実効性を加味できるよう、継続的に挑戦し続けていく必要があります。

(2) 研究成果の実践への反映

母子生活支援施設への母子保護の実施の円滑化・広域化に向け、第60回関東ブロック母子生活支援施設研究協議会で報告しました。関東ブロック内母子生活支援施設の問い合わせを記載した概要版を作成し、関東ブロック内の母子保護の実施を行う自治体655か所に配布させていただきます。

(3) 今後の課題・展望

今回の研究からは、当初の作業仮説について一定の知見を得ることができました。そして、児童福祉施設でありながら、子どもを専門とする機関の関与なく、支援契約が結ばれる制度的な矛盾を乗り越えるためには、有機的な機関と施設の相互理解と支援計画の立案・モニタリングが必要であることが理解できます。

今回の研究によって整理された「母子保護の円滑化・広域化」、さらには「母と子の主体性を尊重したミクロレベルの介入」の阻害要因を実証しうるような事例研究の

積み上げによる論拠を得て、制度の改革や関係機関の意識改革に臨むことの必要性が顕在化しました。

また、「機関調査」についてはコロナ禍の作業の遅延と限界があり、必要な事項のクロス集計や分析が未完成です。これらの集計を踏まえて、さらなる分析を深める必要があります。本研究によって対面関係での協議が困難な中でもICTツールの活用によって、一定の匿名の調査が可能であること、ICTの操作の気軽さと分析作業との連動の可能性が確認されたことから、協力施設の業務の負担とならないように、集計された「機関調査」を施設にフィードバックして、その意見や提案を聴取しつつ、さらなる考察を深めていきます。

社会福祉士養成のための実習教育における ミニマム・スタンダードに関する研究（MM共同研究会報告）

宮城県・社会福祉法人仙台市社会事業協会 仙台つばさ荘 施設長 菅田 賢治

1. 研究の概要

ミニマム・スタンダード・モデル（MM）共同研究会の設立趣旨は、「社会福祉士養成に関わる実習指導教育において、実習指導者・実習科目担当教員・実習生に関する検討と、実習教育のモデルケース作りの共同研究を行う」ものです。宮城県社会福祉士会に設置されていた実習指導委員会と協力し、高齢者福祉施設・児童福祉施設・児童相談所の実習指導者、養成校の担当教員、実習生らをメンバーとして組織されました。研究会そのものは、毎月1回開催され、ふたつの柱で展開されました。

ひとつの柱は、社会福祉士養成校の担当教員・各施設・各機関の実習指導者・実習生が、実習の事前教育・実習期間中の対応、そして事後教育という一連の流れの中で、その成果や課題を報告し、それに対して他の参加メンバーがコメントするという内容でした。

そしてもうひとつの柱は、実習教育に関する養成校や学会、職能団体の研究動向や活動状況を紹介し、それを通して研究会参加メンバーの実習教育に関する共通理解を深めるという内容です。

3者が共通テーマについて話し合う中で気づいたことは、共通認識していると思

込んでいた様々な事柄に、多くの乖離がみられたことです。実習に送り出す養成校側と、受け入れ先の認識の違いや、実習生自身の受け止め方の違いなど、今後つめていかなければならないことに気づかされました。また「ケアワークとソーシャルワークの関係」「フィールド・ソーシャルワークとレジデンシャル・ソーシャルワークの展開のあり方」についても議論を深めました。

さらに、実習に関する議論はひとつの項目を取り上げても、すべての分野に関連するものであることが判明しました。例えば「実習プログラム」は「実習契約書」と密接に関連しているものであり、実習指導者はその点を認識してプログラムの作成に関わらなければならないということです。日程表的なプログラムではなく、実習契約の締結を踏まえた目的達成型のプログラムの作成が重要であるとの結論が得られました。そして、その実習受け入れプログラムによって、実習成果が左右されます。さらに、プログラム実践における実習中の関わり方、プログラムを通して学んだ実習後の関わりなど、実習のすべての工程に影響を与えることに気づきました。関連する事柄を総合的な視点で検討していく姿勢が、三者に求められています。社会福祉施設は、

後進育成という社会的使命があります。児童福祉施設であれば保育士実習・社会福祉士実習・教員の介護等体験などの実習を引き受けています。それらの専門職に対しては、その専門性に応じた実習指導を行わなければなりません。

2か年の助成の成果として、MM共同研究会報告書は、第1部・事例集・第2部の3冊を発行しました。研究会そのものが、実習教育における事例研究的な活動が中心であるため、報告内容は社会福祉士養成における実習教育のミニマム・スタンダードを意識したモデルケース作りとなりました。

報告書第1部は、3者（実習生・実習指導者・実習科目担当教員）の記録をもとに整理した事例と、研究会の議論から生まれた現場実習の事前対応に関する主要5項目（①実習先の選定、②契約書の内容と課題、③実習指導料、④事前訪問の在り方、⑤実習プログラムの作り方）に関する記述を中心にとりまとめています。事例集では、2つの実践事例を取り上げました。1つは仙台つばさ荘の実践で、もう1つは特別養護老人ホームの実践事例で、両事例ともに、福祉分野での個別的な課題や普遍的な課題が新たに遡上しています。また、仙台つばさ荘の事例の中で、少数職員による24時間の業務分担から派生する様々な課題が明らかになり、実習指導に限らず施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークのあり方について、検討を要することが判明しました。報告書第2部では、前述の内容に加えて、実習期間中の対応に関する主要項目（①スーパービジョン、②個別支援計画、

③実習評価）、さらに事後対応に関する主要項目（①事後指導、②事後評価、③事後訪問）の検討まで盛り込みました。

MM共同研究会の成果の1つは「実習契約書」の作成です。今では当たり前のように養成校から契約書が送られてきますが、当時の状況では画期的なものでした。“施設は実習を引き受け、正しい実習指導を行う義務を負う。実習生は正しい実習指導を受ける権利を有する”という考えのもとに、この「実習契約書」は作成されました。

また、別の成果としては、実習受け入れ側のスタンスが、受け身の姿勢から、積極的に実習教育に関わるようになったことです。これは、このMM共同研究会の場で展開される事例が特別なものではなく、ミニマム・スタンダードを実践する強い意志を受け入れ側がもってきたことのあらわれといえます。

2. 研究のその後 (RSW共同研究会の発足)

MM共同研究会は、その後もメンバーを増やし、約10年間研究を続けました。

2019（令和元）年7月28日、淑徳大学（千葉県）を会場に開催された日本ソーシャルワーク学会のシンポジウムで、「施設ソーシャルワーク（RSW）再考—社会福祉法人と社会福祉施設におけるソーシャルワークの位置と検討課題—」において、日本ソーシャルワーク学会と全国母子生活支援施設協議会（以下、全母協）との共同研究が提案されました。シンポジウムのまとめとして「本学会が施設現場の実践に貢献し

ていくためには、レジデンシャル・ソーシャルワーク（RSW）のミニマム・スタンダードの構築に加え、そのうえで各分野の施設実践を整理していくことが必要であり、継続的な議論および、研究活動の展開が必要である」と確認されました。

その後、全母協では、2019（令和元）年度第4回常任協議員会（2020〔令和2〕年2月10日）で、令和2年度より全母協と日本ソーシャルワーク学会による施設ソーシャルワークに関する共同研究を実施することが承認されました。

母子生活支援施設のソーシャルワークは、母親への支援、子どもへの支援、親子関係支援、アフターケア、地域への支援など様々な課題に対応する必要があります。しかしながら、施設職員がソーシャルワークを十分に理解しているという現状ではありません。このような現状に対して、母子生活支援施設の実践現場に、ソーシャルワークの専門性をいかに落とし込んでいくかを、わかりやすく見えるかたちで示していく必要があります。つまり、母子生活支援施設のソーシャルワーク機能がどのようなものであるのかを明らかにする、ということなのです。

RSW共同研究会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、仙台グループと京都グループに分かれて活動を行っています。なお、仙台グループのメンバーには、筆者も含めてMM共同研究会のメンバー3人が加わり、研究を継続しています。

児童家庭支援センターの児童虐待事例における 家庭への支援

兵庫県・こども家庭支援センター キャンディ 相談員（研究当時） 石田 佳菜子

1. 研究の概要

(1) 研究の背景

2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、児童福祉法には児童家庭支援センターの役割が明記されています。

2011（平成23）年、兵庫県では、児童虐待問題の増加、地域の子育て力の低下等を踏まえ、見守りが必要な親子を継続的に指導し、24時間体制で相談に応じる児童家庭支援センターを阪神北地域に新たに設置し、当時県内8か所に拡充しました。児童家庭支援センターは、地域に密着し、関係機関との連携の中できめ細かい活動力、調整力を活かし、要保護児童等養育困難家庭への迅速かつ的確な社会的支援システムを構築することが求められています。

児童相談所には、家族再統合に向けた援助や市町村支援などの取り組みが強く要請されていますが、虐待通告への初期対応に追われ、業務に手が回らないのが実情です。そこで、要保護児童、施設退所後支援を要する児童等、継続的な指導措置が必要な児童及びその過程について、児童家庭支援センター（以下、児家セン）が指導措置を受託して指導を行う立場にあります。

こども家庭支援センター「キャンディ」

（以下、キャンディ）では、2009（平成21）年より指導委託を受け、虐待する家族の支援を行ってきました。親の継続面接を中心に言いながら、ペアレントトレーニング等の教育的指導や、子どものプレイセラピーなど支援の進行状況に応じて、多様な支援により柔軟に対応しています。本研究を通して、親子再統合の支援を受けた親に対して、子どもへの気持ちの変化・育児スキルの習得の有無等の聞きとり調査を行い、児家センが行う効果的な家族再統合支援とは何かを明らかにしたいと考えました。

(2) 研究の目的

児家センは、親に対して直接支援を行うことができ、子どもが入所している場合でも施設の情報を得られやすいという双方の変化が見られる立場にあります。キャンディでは、児童相談所からの委託を受け、虐待による一時保護や親子分離し施設入所に至ったりリスクの高い家族に対して、家族再統合に向けた専門的な援助を行っています。児家センは、親子再統合の支援を行うなかで、加害者となった親の感情や環境の変化等を明らかにし、社会的養護と地域をつなぐコーディネーターの役割を担っています。

本研究では、親子再統合の支援を実施し

た親に、支援前と支援後の子どもに対する感情や生活の変化、効果があった手法について聞きとり、今後の再統合に向けた支援に活かすことを目的としています。

(3) 研究の方法

2012(平成24)年5・6月に、キャンディに通う児童相談所の指導委託中であり虐待により保護をされ面接指導を行っている親14人中10人(内訳:在宅のまま家族機能の構築・修復・再生を図るケース6人、分離により家庭復帰を支援するケース4人)を対象とし、対面による質問紙調査を行いました。また、この10人のうち、親自身の被虐待経験があるのは8人でした。

(4) 結果と考察

キャンディでは、緊急対応で親子分離が必要と判断されるハイリスクな虐待事案や、親子分離よりも在宅での支援が適切と判断される中等度のリスクを抱える家庭の事案など、多岐にわたって委託されています。これは、児家センが地域の児童福祉の専門機関であり、児童相談所のブランチ的存在と認知されてきた一つの徴証と考えられます。しかし調査では、親達は児童相談所から紹介されて初めて、児家センが委託を受けて相談を行っていることを知ったと答えていました。実際に関わってみると、虐待のリスクを抱える家庭が、いかに地域から孤立し、支援とは縁遠い所にいるのかがわかります。このような現状から、児家センの存在を地域の人に広報していく必要性を感じました。

調査からは、虐待している親は「産まれ

た時あるいは親になった時から子どもを可愛いと思っている」「(自身もかつて被虐待児であった場合がほとんどであり)食事をさせたり衛生面に気をつけることはできるが、親子の適切な関わりかたのモデルがなく、子どもとコミュニケーションをとることが難しい」といった回答が得られました。また、育児の相談相手は、キャンディやパートナーと答えており(しかし、委託前までキャンディは関わっていない)、父母とも育児の相談者に友達と答えた人は一人もいませんでした。

児童相談所は担当地域が広域かつ抱える事例が多いため、一家族への関わりが短期間になったり、中途的な関わりにならざるを得ないこともあります。児家センは地域に根づいた相談機関として、期間を限定することもあまりなく、問題の解決や改善まで親子と関わることができます。長期間にわたり継続的に親子の専門的指導を行っていくことで、親の内省の深展に付き合う、寄り添える立場にあると言えます。また、児童相談所と連携した支援ができる立場にあるため、家族再統合支援を行う際には、児童相談所が介入機能を、児家センが援助機能をもち、それぞれの専門性が活かされた事例もあります。

本調査では、多くの親達は子どもが大きくなり自分のことが出来るようになるまで、長い期間キャンディに相談したいと言っており、家族の支援は、相談員と親が信頼関係をつくり、その親を理解し子育てを継続的に支えていくことや相談員にもそれを引き受ける覚悟があることが改めてわかりました。何でも話せる地域の専門機関

として、継続的に家庭を見守り支えていくことが役割であると考えます。

2. 研究のその後

(1) 継続研究の有無について

筆者は、平成23年度に本基金の助成を受けて研究をした1年後に児童養護施設に異動になり、現在は里親支援専門相談員として勤務しています。キャンディは現在も変わりなく虐待の発生予防や親子関係の再構築支援のためのトレーニングや面接、子どもへのプレイセラピーなどを実施し、専門性をもった地域の身近な子育て相談窓口としての機能を果たしています。

(2) 研究成果の実践への反映

研究に協力いただいた親達には、その後もキャンディスタッフが長い期間伴奏者として関わってきました。なかには、地域での生活を継続することが難しく、残念ながら子どもが施設入所に至ったケースもあります。相談員は思考錯誤しながら関わり、良好な親子関係の構築を図ることに取り組みましたが、子どもの成長とともに親が子どもの要求に応えられなくなりケアができない状況に陥ってしまったケースでした。施設入所を契機に、子どもが新たな養育者との関わりの中で人間関係を学び、家族への客観的視点ももてるようになり、その後家族再統合を成し得ています。この事例から社会的養護の枠組みの中に、ファミリー・プリザベーションのための多様な親支援プログラムやサービスがあれば、また親子が一緒に暮らせるのだと実感しました。

研究で行っていた親トレーニングは、身体的虐待に即応し、一定の効果はあったものの、日常の良好な関わりを保つには長い期間を要し、支援者の力を必要とします。やはり虐待への「揺らぎない認識がもてるようになる」には反復行動と定着、変わらない伴走者との信頼関係が続いていくことが必要です。親達は、筆者が異動となった後も、キャンディ後任の担当者や支援機関に対して敵意ではなく助けを求めることができるようになっておりエンパワメントが強化されていることがわかりました。

(3) 課題・展望

子ども保護においてファミリー・グループ・カンファレンス（以下、FGC）は、意思決定のプロセスに拡大家族のもつストレングスを活かすことを求められます。またFGCの理念である子ども達のパーマネンシー計画、ファミリー・プリザベーション、家族とのパートナーシップに基づいた活動などは、その後の私の里親支援活動でも大いに活かされています。支援者は里親家族の関係構築のために「養親または里親・子ども」である当事者達の声を聞き、その家族のストレングスを見つけ家族が機能するように働きかけ、子どものパーマネンシーを保障できるよう当事者参画のアプローチを行っています。

当事者が自分達に必要なと感じ、参画してくる家族支援のあり方が大切だということを教えてくれたのは、キャンディで関わった親達または子ども達です。今後も支援者として当事者達の声に耳を傾け、良き伴奏者でありたいと思います。

【参考】植山つる児童福祉研究奨励基金 1978（昭和53）～2020（令和2）年度の助成事業の実績

1. 助成研究一覧

(1) 実施主体：全国保母会

No.	年度	研究テーマ	都道府県・指定都市名	施設・団体名等	施設（種別）	研究者	研究の種類
1	昭和53	集団生活における1歳児の自立について	東京都	豊川保育園	保育所	藤岡 洋子	—
2	昭和53	障害児保育と発達の診断	静岡県	野中保育園	保育所	塩川 成子 他	—
3	昭和53	足型を簡単にとるでだてをさぐって	香川県	香川県保母会	その他	松本 トヨ	—
4	昭和53	幼児の紙版画—形見つけから感情豊かな版表現へ—	栃木県	栃木県那須町保母会	その他	三本木ツヤ 他	—
5	昭和54	生産・観察畑の保育指導の実践—体験の効果的試みの二・三について—	長野県	海野保育園	保育所	吉沢あけみ	—
6	昭和54	乳児院における障害児の取り組みに関する考察	仙台市	仙台乳児院	乳児院	平井みよ子 他	—
7	昭和54	宮城県乳児院における乳幼児の社会性の発達について	宮城県	宮城県乳児院	乳児院	柴山真理子 松田 良子 佐藤 和枝	—
8	昭和54	保育所における0歳児保育の意義をさぐる	北九州市	北九州市保母会3歳未満児ゼミナール	その他	藤岡佐規子 井上 初恵	—
9	昭和55	絵本による構文能力の実態調査—保育所における0歳児保育の意義をさぐるために—	北九州市	北九州市保母会3歳未満児ゼミナール	その他	藤岡佐規子 井上 初恵	—
10	昭和55	言語習得の実践報告	大阪府	和泉乳児院	乳児院	藤里すえ子	—
11	昭和56	親子と保育者が結びあう保育園づくりをめざして	川崎市	川崎市保母会	その他	稲葉 妙	—
12	昭和56	被虐待症候群児の治療保育	鳥取県	聖園ベビーホーム	乳児院	小豆澤麗子	—
13	昭和56	みんな一緒に生きる—障害児との統合保育の研究—	山口県	愛児園湯田保育所	保育所	児玉美津子	—
14	昭和57	集団生活における心理的安定感確立へ向けての保育の研究—グループ・ホーム、育みの家の試みを通して—	大阪市	聖母託児園	その他	伊藤 京子	—
15	昭和57	自然と遊び・自己を表現する—リアリティの表出を求めて—	福井県	鳥羽保育所	保育所	松宮 妙子	—
16	昭和58	統合保育の中で一人ひとりの子どもの発達をみつめて	三重県	津市中央保育園	保育所	角島 まな	—
17	昭和58	自然保育をめざして	石川県	河田保育園	保育所	坂口真由美	—
18	昭和59	乳児院収容児の経過記録の縦断的分析—生後三年間における乳幼児の個性の一貫性と変動性—	広島市	広島乳児院	乳児院	小田 民子	—
19	昭和60	乳幼児の向社会的行動	広島市	広島乳児院	乳児院	小田 民子	—
20	昭和60	保育園における生活指導の方法	福井県	福井県坂井地区民間保育園主任保母研修会 くわの実会	保育所	—	—
21	昭和61	子どもの目をどのように自然に向け、どのように自然を感じとらせるか	福井県	山東保育所	保育所	原 智津枝	—

表中の「施設・団体名等」および「施設（種別）」は研究当時のものです。

(2) 実施主体：全国社会福祉協議会

No.	年度	研究テーマ	都道府県・指定都市名	施設・団体名等	施設 (種別)	研究者	研究の種類
1	平成元	地域のお年寄りとの交流の中で育つ子どもの社会化の研究 お年寄りと楽しく過ごせる保育(所)の工夫	広島県	大朝町立新庄保育所	保育所	山田 幸江	—
2	平成元	食べる楽しみを大切に食事から育つものは	福井県	小浜市立雲浜保育所	保育所	芝 美代子	—
3	平成元	おいしい楽しい給食を考える—保育所における給食の在り方についての—考察—	長野県	諏訪市立湯の脇保育所	保育所	塚田 八重	—
4	平成元	記録と処遇の在り方—母子寮における望ましい援助とは	大阪府	八尾母子ホーム	母子寮	坂江 靖弘	—
5	平成元	乳幼児の生態リズムに基づいた望ましい集団保育を求めて—排便を中心に—	広島市	広島乳児院	乳児院	金子龍太郎	—
6	平成元	「言語障害」児(特に「聴覚障害」児を中心とした)発音指導 「構音障害」児の発音指導	大阪府	言語指導療育センター (青い鳥ことばの会)	その他	橋爪 郁治	—
7	平成元	「問題行動」(主として自傷行為)を持つ重度精神薄弱児童及び青年の療育プログラムに関する研究	大阪府	桃花塾	その他	大西 真人	—
8	平成2	幼児の発達と環境のかかわり	岩手県	安代町立五日市保育所	保育所	高村 正子	—
9	平成2	母子寮在寮世帯の多用化する問題に対して、現在抱えている生活課題と母親の生育歴を調査し、問題点を明確にすると共に、母子寮での生活指導、自立の促進に役立て、今後の母子問題に対応する母子寮の姿を見出す	千葉県	旭ヶ丘母子寮	母子寮	千葉県母子寮部会	—
10	平成2	乳児院における児童の発達とそれに及ぼす環境の影響について	岐阜県	岐阜県立乳児院	乳児院	高橋 佳三	—
11	平成2	統合保育の中のリトミックの意味	横浜市	横浜市しろばら保育園	保育所	山口 雅子	—
12	平成2	「保育者の養育力量の向上に関する研究」—子供が伸びる関わり方についての—考察—	大阪市	聖家族の家	養護施設	宮内 恭子	—
13	平成3	乳児院における家族の面会に関する研究	東京都	都立母子保健院	乳児院	庄司 順一	—
14	平成3	母子寮における生活処遇事例からみた援助の実際—現状に対する援助過程の実際と課題—	東京都	ナオミ母子寮	母子寮	湯沢 直美	—
15	平成3	生ゴミ (給食残渣) 処理と資源化への試み—保育活動との関連を中心として—	長野県	海野保育所	保育所	宇野優香里	—
16	平成3	絵本と子ども	京都府	精華町立こまだ保育所	保育所	山岡美津子	—
17	平成3	養護施設及び乳児院における乳幼児、児童の学力向上 (パワーアップ) に関する取組と実践及びマニュアルづくり	高知県	高知県福祉事業財団 子供の家	養護施設	吉本 国生	—
18	平成4	外国人措置ケース実態調査	東京都	聖オディアホーム 乳児院	乳児院	入江 孝彦	—

No.	年度	研究テーマ	都道府県・指定都市名	施設・団体名等	施設（種別）	研究者	研究の種類
19	平成4	(1) 精神的課題をもつ母と子の具体的な援助（ケース事例による）(2) 母子寮寮内保育における乳児保育に対する実際と援助のあり方	東京都	中野区さつき寮	母子寮	寺嶋 恵美	—
20	平成4	大津市における障害児保育の一層の充実発展をめざして	滋賀県	大津市保母会	その他	白崎田鶴子	—
21	平成4	養護施設における実習指導のあり方	京都府	蜂山乳児院付設幼児寮	養護施設	櫛田 匠	—
22	平成4	鹿児島県の僻地・離島における保育所保育と子どもの生活実態調査に関する研究	鹿児島県	建昌保育所	保育所	伊東 安男	—
23	平成5	子供たちのよりよい発達を求めて—ボール遊びの実践事例—	栃木県	宮原保育所	保育所	大野由美子	—
24	平成5	児童福祉施設に入所する児童の処遇の向上と福祉の発展のため、「児童の生活実態」「出身家庭の実態」などの実態を調査する	千葉県	成田学園	養護施設	石井 芳人	—
25	平成5	入所児に与える面会ボランティアの効果について	島根県	松江赤十字乳児院	乳児院	石橋真理子	—
26	平成5	最近の母子寮処遇上の諸問題に対応する「図式による実践・検討法」への試み—処遇記録用紙としての母子寮版・エコマップ(eco.map)の開発—	宮城県	仙台母子寮	母子寮	水上 麻里	—
27	平成5	第3回千葉県母子寮在寮者実態調査（利用者の生活とその課題、母子寮機能の現状と課題を探る）、第3回千葉県母子寮利用者アンケート（利用者の成育歴と価値観母子寮に望まれるサービスを探る）	千葉県	国府台母子ホーム	母子寮	川口 学	—
28	平成6	保育所におけるアットホームな生活空間をつくるための子どもの高さと保育者の位置	埼玉県	茶々保育所	保育所	遠藤 恵子	—
29	平成6	養育家庭（東京都の養育里親）に委託された児童（里子）の措置解除後のアフターケアの実態	東京都	東京都養育家庭センター協議会指導員会（至誠学園養育家庭センター内）	その他	戸田 朱美	—
30	平成6	秋田県母子寮在寮者実態調査（利用者の生活とその課題、母子寮昨日の現状と課題をさぐる）・秋田県母子寮利用者アンケート（利用者の生活歴と価値観、母子寮に望まれるサービスを探る）	秋田県	秋田聖徳会母子寮	母子寮	石井 彰	—
31	平成6	環境とコミュニケーション	大阪府	聖母託児園	乳児院	赤坂美智代	—
32	平成7	子供の自己表現が豊かに育つために—自我の発達を中心に—	福井県	武生市保育研究会	その他	野口 京子	—
33	平成7	地域とともに育ちあう保育と子どもの生活圏のひろがり	富山県	入善町立南部保育所	保育所	本田 馨子	—
34	平成7	「おこったなまず」の手づくり絵本づくりが子どもに与える福祉的な成果	兵庫県	学が丘保育園	保育所	箕浦 純子	—

1978（昭和53）～2020（令和2）年度の助成事業の実績

No.	年度	研究テーマ	都道府県・指定都市名	施設・団体名等	施設（種別）	研究者	研究の種類
35	平成7	養護施設措置児童と家族の統合に関する研究	東京都	至誠学園	養護施設	国分 美希	—
36	平成7	養護施設入所児童における高齢児問題の研究—内観を通じて、自己をみつめさせる—	徳島県	徳島県養護施設内観研究会 常楽園	その他	白糸 伸二	—
37	平成7	母子寮における「子ども家庭支援センター」の実際と課題	東京都	中野区さつき寮	母子寮	岡田 恭子	—
38	平成7	病児デイケア利用システム改善への取り組み—情報の効果的活用をめざして—	東京都	東京都立母子保健院 乳児院	乳児院	青木 時子	—
39	平成8	保育所における食に関する一考察—子どもの内面世界の充実を図る取り組みから—	鳥根県	安来市立赤江保育所	保育所	佐野眞里子	—
40	平成8	総合保育場面における障害児の自己主張・自己表現の課題についての実践的研究	大阪府	聖愛園	保育所	野島千恵子 盛一 洋子	—
41	平成8	入所施設の児童の権利に関する意識調査	大阪市	聖家族の家	養護施設	畠中 義久	—
42	平成8	母子寮の歴史的経緯と変遷	東京都	ふたば荘	母子寮	大野千恵子	—
43	平成8	乳児院・養護施設における乳幼児保育の必要性とその実践、効果及び今後の方向づけについて	京都府	乳児院積慶園	乳児院	横山 千秋	—
44	平成9	家庭を支える保育実践—家庭連絡帳を通して—	徳島県	おおぎ保育所	保育所	松家 京子	—
45	平成9	児童養護施設における被虐待体験をもつ児童へのトリートメントの可能性—児童養護施設と関係諸機関との連携によるトリートメントの実態と将来性—	東京都	バット博士記念ホーム	養護施設	平本 譲	—
46	平成9	母子寮職員の入所者処遇のマニュアルと処遇困難なケースの指導計画について	埼玉県	むつみ荘	母子寮	永家 博之	—
47	平成9	乳幼児における縦割保育実践の検討	神奈川県	ドルカスベビーホーム	乳児院	窪田 道子	—
48	平成10	幼児教育におけるわらべうたの必然性と展開について—	山口県	下関市立幡生保育園	保育所	大倉真寿美	—
49	平成10	児童養護施設における子育て支援の実践	兵庫県	神戸少年の町	児童養護施設	曾田 里美	—
50	平成10	北海道の母子生活支援施設のあり方についての研究	北海道	函館市松陰母子ホーム	母子生活支援施設	大高 寛子	—
51	平成10	コンピューターを活用した自立支援の方法について	東京都	ひまわり園	母子生活支援施設	斉藤 弘美	—
52	平成11	友だちや保育者とのかかわりの中で心豊かな子どもを育てる—保育者のことばかけや援助を通して—	岡山県	長船町立東保育園	保育所	入江 明美	—
53	平成11	幼児の健康づくりⅢ—3歳未満児のための運動会種目の検討—	岡山県	作陽保育園	保育所	西村 幸恵	—
54	平成12	「乳児の健やかな成長を願って」—乳児が健康に過ごすためには—	神奈川県	神奈川県保育士会	保育所	関口 優子	—
55	平成12	児童養護施設における入所前の虐待体験と施設での生活状況に関する調査研究	福島県	堀川愛生園	児童養護施設	影山 和輝	—

No.	年度	研究テーマ	都道府県・指定都市名	施設・団体名等	施設（種別）	研究者	研究の種類
56	平成13	サービス水準に対する利用者の認識と満足度調査	秋田県	秋田婦人ホーム	母子生活支援施設	大澤 了	—
57	平成13	児童養護施設等における情緒的課題を持つ児童への援助に係わる実践的研究	大阪市	聖家族の家	児童養護施設	牧田 雄二	—
58	平成13	児童福祉におけるケースマネジメント～子どもの権利を守るネットワーク作り～	東京都	二葉乳児院	乳児院	黒澤 朋子	—
59	平成14	母子生活支援施設の施設内外への援助の展開に関する研究～母子生活支援施設入所者と地域に暮らす母子家族との比較を通して～	北海道	北海道社会事業協会 鈴蘭寮	母子生活支援施設	小松留美子	—
60	平成14	平成14年度東京の母子生活支援施設実態調査	東京都	恩賜財団東京都同胞 援護会 サンライズ世田谷	母子生活支援施設	松本 明子	—
61	平成14	罹患時における子どものトータル・ケアのあり方について（Ⅱ） —安静を保ちながら、子どもの症状、発達に合わせて出来る遊びの工夫—	島根県	松江赤十字乳児院	乳児院	勝部美佳子	—
62	平成14	仮称【職員にとっての子どもの権利擁護必携ノート】の必要性の調査と作成	大阪市	聖家族の家・施設養育の実践を考える会	その他	大西 裕	—
63	平成15	千葉県母子生活支援施設における福祉サービスの『第三者評価』に向けた「評価基準」	千葉県	国府台母子ホーム	母子生活支援施設	青木 さち	研究B
64	平成15	児童養護施設児への金銭教育	東京都	星美ホーム	児童養護施設	宇佐美正枝	研究A
65	平成15	全国自立援助ホームの実践紹介 自立援助ホームにおける「自立援助とは何か」	神奈川県	自立援助ホーム 青少年福祉センター 新宿寮	その他	前川 礼彦	研究A
66	平成15	地域で求められる子育て支援について	神奈川県	鳩の愛の詩あすなろ 保育園	保育所	仮屋 伸子	研究A
67	平成15	反応の乏しい児の乳児期から幼児期にかけてのわらべ遊びによる成長発達の変化	広島県	広島乳児院	乳児院	兼光 一之	研究A
68	平成16	児童養護施設児への金銭教育	東京都	星美ホーム	児童養護施設	宇佐美正枝	研究A
69	平成16	心理療法的側面による事例研究	三重県	葉の花苑	母子生活支援施設	武藤 信介	研究A
70	平成16	社会福祉施設における社会福祉士実習指導のあり方について	宮城県	仙台つばさ荘	母子生活支援施設	村上 悦子	研究A
71	平成16	楽しく食べて生命輝く子どもに～乳幼児期からの食習慣を大切にし、食への関心を高めるために～	石川県	双葉町子供の家保育園	保育所	柳瀬真理子	研究A
72	平成16	気になる子どもを通して、保育者の援助のあり方を考える—生活リズムと運動遊び—	香川県	丸岡市立城南保育所	保育所	五百森桂子	研究A
73	平成16	乳児院における問題行動とその要因に関する研究	東京都	二葉乳児院	乳児院	榎澤 令子	研究A
74	平成17	地域小規模児童養護施設における自立に向けての成長プロセス	埼玉県	あゆみ学園	児童養護施設	渡辺 秀子	研究A
75	平成17	「気になる」子どもへの保育支援について～個と集団を捉える保育者の視点から～	滋賀県	特定非営利活動法人 しみんふくし滋賀 しみんふくし保育の家	保育所	東郷 珠江	研究A

1978（昭和53）～2020（令和2）年度の助成事業の実績

No.	年度	研究テーマ	都道府県・指定都市名	施設・団体名等	施設（種別）	研究者	研究の種類
76	平成17	社会福祉施設における社会福祉士実習指導の標準化に向けた検証	宮城県	仙台つばさ荘	母子生活支援施設	村上 悦子	研究A
77	平成17	新たな社会的養護としての地域分散型サテライト児童養護の実践	東京都	至誠学園	児童養護施設	風間 俊秀	研究B
78	平成18	アナフィラキシーショック既往歴がある子どもの食事と、他児との違いが気になるだす年齢からの心理的ケア	横浜市	おおつな保育園	保育所	矢島 佳奈	研究A
79	平成18	幼児の生活と疲労に関する研究～朝の快いスタートと生き生きとした生活実践のための保育プログラムの検討～	岡山県	作陽保育園	保育所	桐山千世子	研究A
80	平成18	児童養護施設における外泊に関する研究～縦断的検討の含めて～	東京都	調布学園	児童養護施設	菅野 恵	研究A
81	平成18	大阪市の児童入所施設における処遇指標（平成12年度版）の再検討（今日的課題）	大阪市	大阪市児童福祉施設連盟 養護部会 処遇指標研究会	その他	牧田 雄二	研究A
82	平成18	母子生活支援施設における効果的な自立支援計画策定に関する調査研究	京都府	野菊荘	母子生活支援施設	川崎今日子	研究B
83	平成19	「気がかりな子ども」に対しての個々の環境を考える一子ども達にとって育ちやすい環境とは一	福井県	玉ノ江保育園	保育所・認定こども園	荻原 慶子	研究A
84	平成19	違いを認め、理解しあう保育・一人ひとりが主人公になれる保育支援を目指して一クラス集団にかえす小グループ保育の研究・実践一	静岡県	どんぐり保育園	保育所・認定こども園	中村 紀子	研究A
85	平成19	児童養護施設における入所児童と家庭との交流の経過に関する研究一退所したケースの検討も含めて一	東京都	調布学園	児童養護施設	菅野 恵	研究A
86	平成19	グイン・ホームにおける、虐待待児と発達障害児の自立支援計画の作成	兵庫県	グイン・ホーム	児童養護施設	金坂 雅弘	研究A
87	平成19	社会的養護入所児童の自立援助計画表の標準化に関する研究一乳幼児期に焦点を当てて一	山梨県	山梨立正光生園乳児院	乳児院	黒澤 朋子	研究A
88	平成19	幼老複合施設における高齢者と幼児の世代間交流の効果に関する研究	福岡県	砂山保育園	保育所・認定こども園	小林 哲治	研究B
89	平成20	音を媒介にして対人コミュニケーションが円滑に行えるようになり、社会的規範に適応できる子どもづくりを目指す	長野県	慈恵園	児童養護施設	小松 卓也	研究A
90	平成20	大学との連携による食育活動	岡山県	岡山市善隣館	児童養護施設	野上 晃司	研究A
91	平成20	家庭における育児不安や、親の悩みなどについての実態調査	山形県	山形県保育協議会	その他	鈴木 美香	研究B
92	平成21	昼寝後の午後保育の見直しと一日の保育の再検討一保護者とのかわりの中で一	岡山県	赤磐市立周匝保育園	保育所・認定こども園	宮地美代子	研究A

No.	年度	研究テーマ	都道府県・指定都市名	施設・団体名等	施設（種別）	研究者	研究の種類
93	平成21	母子生活支援施設における母親及び児童のためのエンパワメントプログラムの実践と効果—	大阪府	東さくら園	母子生活支援施設	石橋 和美	研究A
94	平成21	ユニット型児童養護施設における施設環境が子どもに与える影響の研究	大阪府	あおぞら	児童養護施設	宇城 輝美	研究B
95	平成22	気になる子ども（配慮を必要とする子ども）に対する効果的なかかわり方	鹿児島県	肝属地区保育協議会	その他	愛甲 美穂	研究A
96	平成22	児童養護施設における児童間性的虐待の加害児童と担当職員へのグループ治療教育プログラムの実践研究	埼玉県	同仁学院	児童養護施設	吉野 りえ	研究A
97	平成22	児童養護施設における心理アセスメントに関する調査研究～ケアワークとの協同支援を考える～	京都府	和敬学園	児童養護施設	樋口亜瑞佐	研究A
98	平成22	母子生活支援施設における退所後地域生活を見据えた生活支援と就労自立支援	広島県	尾道母子生活支援センター 「エスポワール」	母子生活支援施設	魚谷 節恵	研究A
99	平成22	自立援助ホームにおける利用者の進学状況及び就学支援の実態調査	東京都	自立援助ホーム あすなる荘	その他	高橋 亜美	研究A
100	平成23	児童養護施設における施設心理士導入の実際Ⅲ～施設心理士に望むこと・今、心理士に何がもとめられているのか～	神奈川県	高風子供園	児童養護施設	高橋 理恵	研究A
101	平成23	母子への「食育」を通したエンパワメント実践	札幌市	すずらん	母子生活支援施設	小松留美子	研究A
102	平成23	SBSの後遺症により心身の発達に障害をもつ子どもたちの発達と背景～子どもと保護者のワークを通しての探索的研究～	東京都	日本赤十字社医療センター 付属乳児院	乳児院	関 真由美	研究A
103	平成23	児童虐待事例における親への支援	兵庫県	こども家庭支援センター キャンディ	その他	石田佳菜子	研究A
104	平成23	母親の不安に寄り添う支援～防災ハンドブックの制作を通して～	宮城県	宮城県東松島市 矢本子育て支援センター	その他	高橋有香里	研究A
105	平成24	児童養護施設における措置変更事例の実態について	東京都	調布学園	児童養護施設	島田 正亮	研究A
106	平成25	保育園の1歳児におけるかみつき行動の要因分析	大阪府	高槻あいわ保育園	保育所・認定こども園	堀越 千都	研究A
107	平成25	児童養護施設における家庭復帰に関する研究—地域との連携を考える—	東京都	二葉学園	児童養護施設	鈴木 喜子	研究A
108	平成25	児童が自立のために必要な身に付けておくべきSST（ソーシャルスキルトレーニング）を開発する研究	兵庫県	グイン・ホーム	児童養護施設	津田 克己	研究A
109	平成25	児童養護施設における生い立ちプログラムの取り組みについて	愛知県	プティヴィラージュ	児童養護施設	柴田 一匡	研究B
110	平成26	母子生活支援施設における心理職による活動展開の一考察	大分県	永生会母子ホーム	母子生活支援施設	木元 卓也	研究A
111	平成26	保育所調査における保育所実態と現状を考える	山形県	鮭川保育所	保育所・認定こども園	佐藤 伸子	研究A

1978（昭和53）～2020（令和2）年度の助成事業の実績

No.	年度	研究テーマ	都道府県・指定都市名	施設・団体名等	施設（種別）	研究者	研究の種類
112	平成26	児童養護施設の小規模化に伴う職員の専門性及び施設運営の課題に関する研究	千葉県	富浦学園	児童養護施設	前田 実	研究A
113	平成26	児童養護施設における集団音楽療法の適用に関する実践研究	静岡県	松風荘	児童養護施設	八木 考憲	研究A
114	平成26	児童養護施設職員の子どもへの不適切な対応に対する意識調査—「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」の開発に向けて—	山口県	山口県子どもソーシャルワーク研究会	その他	金本 秀韓	研究A
115	平成27	保育所における自然体験を中心に据えた保育の実態と効果について	埼玉県	越谷どろんこ保育園	保育所・認定こども園	橋本 千穂	研究A
116	平成27	日本の伝統文化をとおして、豊かな心を育む～保育所でのお茶遊び・5歳児～	岡山県	落合保育園	保育所・認定こども園	箭引 紀子	研究A
117	平成27	児童養護施設に入所する子どもの貧困と自立について～アフターケアに焦点をあてて～	神奈川県	高風子供園	児童養護施設	植木 唯喜	研究A
118	平成27	児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更に伴う激変緩和マニュアル作成に関する研究	山口県	山口県子どもソーシャルワーク研究会	その他	金本 秀韓	研究A
119	平成27	保育所1・2歳児の食事場面における子どもの人間関係の育ち—保育者の意図性を手掛かりとして—	福岡県	西南学院 早緑子供の園	保育所・認定こども園	土田 珠紀	研究B
120	平成28	子ども理解と保護者支援及びパートナーシップ、保育者同士の相互理解と協働を生み出す保育発信システムの構築に関する実践研究	熊本県	小羊保育園	保育所・認定こども園	犬童れい子	研究A
121	平成28	児童養護施設における個別対応職員の専門性と業務内容について	静岡県	春風寮	児童養護施設	大内 大樹	研究A
122	平成28	不適切な養育を受けた児童に対する就学前後における学習支援—ICT教育を活用しての実践—	静岡県	春風寮	児童養護施設	森岡 真樹	研究A
123	平成28	児童養護施設における退所児童の自立支援システム構築に向けた研究	京都府	京都大和（だいわ）の家	児童養護施設	中谷 陽輔	研究A
124	平成29	保育所1・2歳児クラスにおける担当制保育のあり方についての一考察	福岡県	西南学院 早緑子供の園	保育所・認定こども園	土田 珠紀	研究A
125	平成29	児童の性問題を適切に理解し、対応するためのツール開発	兵庫県	三光塾	児童養護施設	貝田 依子	研究A
126	平成29	母親のACT養育支援プログラム実践に関する研究	神奈川県	睦母子生活支援施設	母子生活支援施設	石川 宏江	研究A
127	平成29	乳児院職員のやりがいをも高めるチームの認識とは？—チーム認識尺度の作成と検討—	神奈川県	聖園ベビーホーム	乳児院	西田 英子	研究A
128	平成29	児童福祉施設等里親支援機関の専門性を活かした里親養育支援のあり方に関する研究	東京都	二葉乳児院	乳児院	長田 淳子	研究B

No.	年度	研究テーマ	都道府県・指定都市名	施設・団体名等	施設（種別）	研究者	研究の種類
129	平成30	地域における「ACTすこやか子育て講座」を用いた育児支援プログラム実践に関する研究	神奈川県	睦母子生活支援施設	母子生活支援施設	石川 宏江	研究A
130	令和元	乳幼児のための機能獲得玩具の開発	神奈川県	くらき永田保育園	保育所・認定こども園	高見 由子	研究A
131	令和元	母子生活支援施設への母子保護の実施の円滑化・広域化に向けた研究	千葉県	国府台母子ホーム	母子生活支援施設	山下 結果	研究B
132	令和2	地域全体の保育の質向上に向けた保育研修の在り方～公開保育及び研修プロセスの構築～	千葉県	市川市立塩焼第2保育園	保育所・認定こども園	泉澤由起子	研究B
133	令和2	保育者の自己効力感に関する研究—オンライン研修システムを活用したデジタルポートフォリオを手掛かりとして—	福岡県	幼保連携型認定こども園 砂山こども園	保育所・認定こども園	馬場 利江	研究B

表中の「施設・団体名等」および「施設（種別）」は研究当時のものです。

2. 助成事業の実績（種別の実績）

施設（種別）	昭和53～令和2年度における助成件数
保育所・認定こども園	48
児童養護施設（養護施設）	34
母子生活支援施設（母子寮）	27
乳児院	23
その他（※）	22
合 計	154

（※）児童家庭支援センター、保育団体、知的障害児施設、自立援助ホーム等

令和3・4年度運営委員名簿（令和4年3月時点）

（敬称略）

委員長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授
委員	大和 忠広	全国保育協議会 副会長
		徳島県・花しんばり子ども園 園長
	服部 明子	全国保育士会 副会長
		千葉県・府馬保育園 園長
	赤池 裕	全国児童養護施設協議会 副会長
		群馬県・希望館 施設長
	赤倉知香子	全国乳児福祉協議会 常任協議員
		川崎市・しゃんぐりらベビーホーム 施設長
	友田 直人	全国母子生活支援施設協議会 副会長
		千葉市・旭ヶ丘母子ホーム 施設長
	松島 紀由	全国社会福祉協議会 事務局長

児童福祉・母子福祉の発展を願って
―植山つる児童福祉研究奨励基金報告書―

発行日 令和4年3月30日

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

電話 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509
